

第4章 地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集

地方公共団体におけるデータを活用した行政サービス事例集として、今回実証を行った2事例、ヒアリング調査を行った4事例、文献調査を行った8事例を紹介します。

表 4-1 データを活用した行政サービス事例（実証事例）

No.	事例名	団体	分野	概要	ページ
1	属性情報を活用した住民への情報提供サービス	千葉市	子育て	属性情報等を活用して保育園の空き状況などの子育て関連情報をプッシュ型で提供	50
2	部局横断的にデータを結合して活用した政策立案・評価	姫路市	子育て	住民情報等を活用した子育て関係の政策立案・評価	63

表 4-2 データを活用した行政サービス事例（ヒアリング調査）

No.	事例名	団体	分野	概要	ページ
3	子ども成長見守りシステム	箕面市	子育て	子どもたちの学力や生活状況、家庭の経済状況などのデータやアンケート結果を、関連付け可能な形で保有するシステム	84
4	地域包括ケア情報プラットフォーム	福岡市	介護	医療・介護・健康関連の様々なデータを各市民に紐付けて管理・分析し、地域医療や介護事業の立案を推進	89
5	母子健康情報サービス（会津若松+）	会津若松市	子育て	子どもの成長記録や予防接種のスケジュール機能などを提供する、子育てに係る情報提供ポータルサイト	93
6	統合型 GIS と住民基本台帳システムの連携	会津若松市	街づくり	毎日、住基台帳の最新データが GIS に反映され、市民課・危機管理課・地域づくり課等のさまざまな課で活用	97

表 4-3 データを活用した行政サービス事例（文献調査）

No.	事例名	団体	分野	概要	ページ
7	電子お薬手帳サービス「harmo」（ハルモ）	川崎市	医療	お薬手帳を電子化し、調剤履歴をクラウド上に保管	100
8	NDB（ナショナルデータベース）の分析	横浜市	医療	全国のレセプトデータ等を一元化した国が保有するデータベースのデータ提供の承認を取得し、分析を実施	102
9	マイME-BYO（みびょう）カルテ	神奈川県	健康	個人の健康情報等を一覧で管理・閲覧できるアプリを運用	104
10	健診データを使った健康増進アプリ	北海道情報大学、江別市	健康	体組成計測や血液検査などのデータから AI が「病気リスク」「医療機関を受診すべき時期」「採るべき食事メニュー」などを助言するアプリを開発	107
11	子育て総合案内サイト「かけっこ」	掛川市	子育て	子育てに係る総合的な情報の提供とともに、子どもの生年月日（年齢）に応じた各種子育て情報を提供	109
12	統合型 GIS による災害情報の可視化	浦安市	災害対策	GIS を活用して乳幼児のいる世帯の位置を把握し、災害時の給水車の配置計画を策定	111
13	ちばレポ（ちば市民協働レポート）	千葉市	行政	「ちばレポ」で市内の課題情報などを市民から集め、対応状況を含めて共有	113
14	福岡市 LINE 公式アカウント	福岡市	行政	防災やごみの日、子育てなどの生活密着情報の中から、欲しい情報だけをタイムリーに LINE で受信できる仕組みを構築	115

事例 1 属性情報を活用した住民への情報提供サービス（千葉市）【実証】

（1）実証の概要

住民情報を活用して、該当する住民にプッシュ型で情報提供することで、必要な情報を必要なタイミングで的確に届けます。以下の3つのユースケースについて実証しました（ユースケース3は机上検討のみ）。

- ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供
- ユースケース2：居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供
- ユースケース3：税情報を活用した保育料の見込額通知

（2）サービスの概要

ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供

ひとり親家庭への支援策のうち、公営駐輪場の減免や JR 定期券助成、福祉資金貸付など、児童扶養手当や医療費助成などのよく知られた施策以外の情報を、対象者にスマートフォン用のアプリケーションのプッシュ通知を通じて提供します。



図 4-1 ユースケース1：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供イメージ

なお、情報提供する主な支援策は下表のとおりです。

図 4-2 千葉市におけるひとり親家庭の支援策の例

- ・駐輪場の減免
- ・JR 定期乗車券の割引制度
- ・市営住宅入居の優遇措置
- ・水道料金の一部減免制度
- ・母子父子家庭等への医療費助成
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（事業継続資金）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（技能習得資金）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学資金）

ユースケース 2：ひとり親家庭への子育て支援策の情報提供

市民の居住地や子の年齢に応じた保育園の空きに関する情報を、スマートフォン用のアプリケーションのマップ表示を通じて提供します。

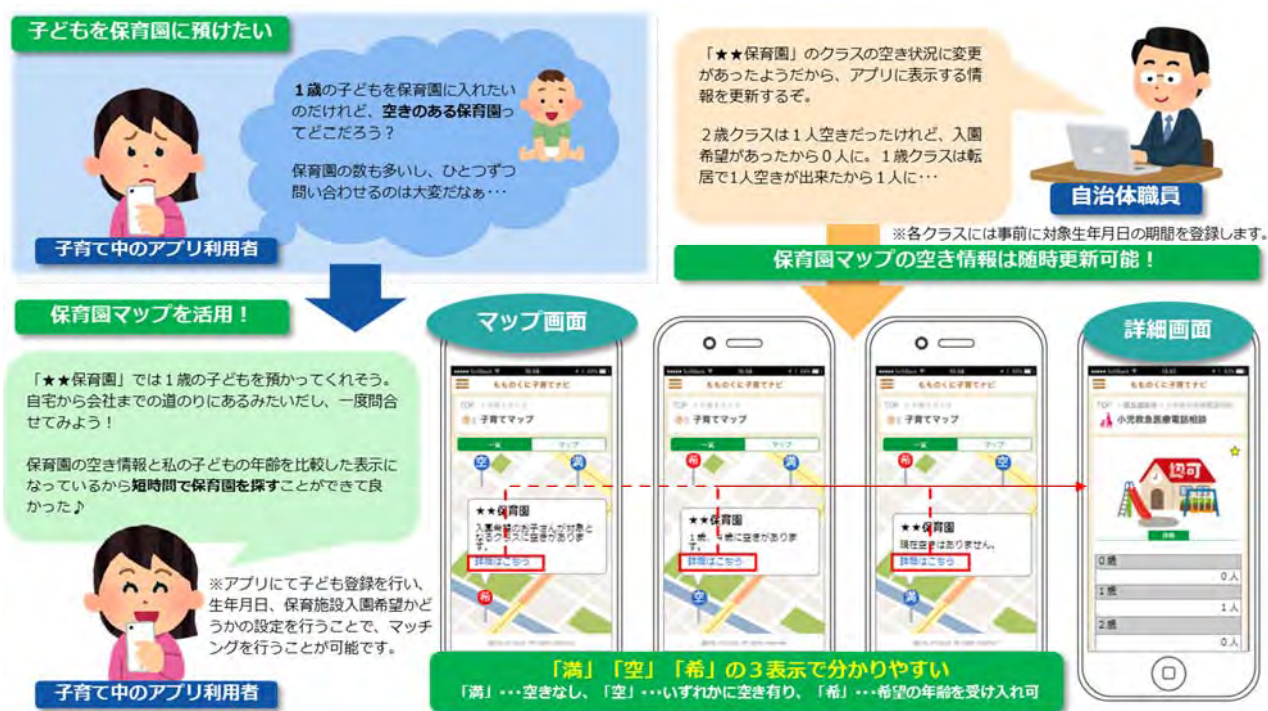


図 4-3 ユースケース 2：居住地や子の年齢に応じた保育園空き情報の提供イメージ

ユースケース3：税情報を活用した保育料の見込額通知

子どもの保育園（認定こども園含む）の次年度等の保育料について、親の所得額・納税額及び世帯構成などの個人情報を活用し、その見込額をスマートフォン用のアプリケーションを通じて情報提供します。

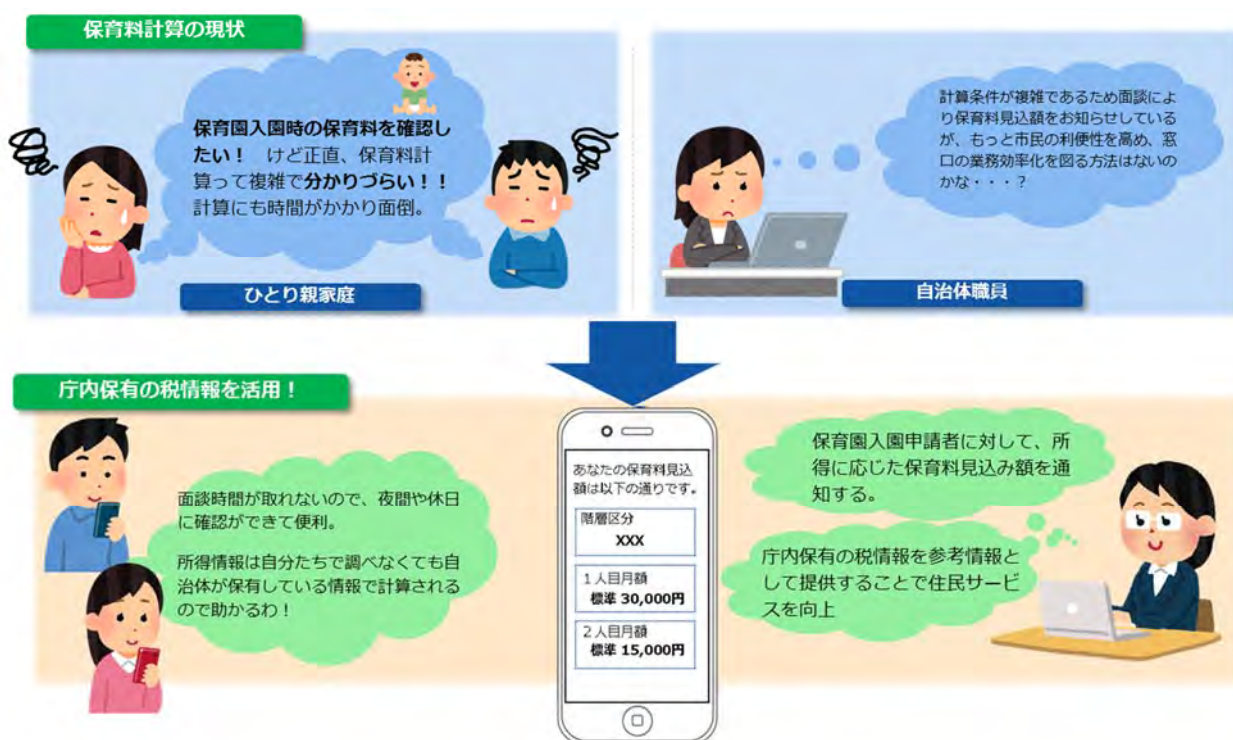


図 4-4 ユースケース3：税情報を活用した保育料の見込額通知イメージ

(3) 期待する効果

今回の実証サービスで期待する主な効果は以下のとおりです。

表 4-4 期待する主な効果

対象	効果	ユースケース
住民	各種支援策の認知度向上	ユースケース1
	各種支援策の申請件数の増加	ユースケース1
	保育園の申込みの平準化（偏在の解消）	ユースケース2
	調べる時間の削減	ユースケース1、2、3
	事前の支出計画検討	ユースケース3
行政職員	問合せ対応時間の削減	ユースケース2、3

(4) 各ユースケースで活用する個人情報

各ユースケースで活用する主な個人情報は以下のとおりです。

表 4-5 ユースケース 1 において利用する個人情報

項目	内容
対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、家族状況（配偶者関係等）
事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
所管部署	各区市民相互窓口課、各市民センター

表 4-6 ユースケース 2 において利用する個人情報

項目	内容
対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、住所（居住地区）、家族状況（親子関係等）
事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
所管部署	各区市民相互窓口課、各市民センター

表 4-7 ユースケース 3 において利用する個人情報

	項目	内容
データ 1	対象となるデータ	子どもを含む世帯員の生年月日、家族状況（親子関係等）
	事務名（個人情報取扱事務目録）	住民基本台帳事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	住民の居住関係を登録し、公証する
	所管部署	各区市民相互窓口課、各市民センター
データ 2	対象となるデータ	世帯員の市民税所得割額
	事務名（個人情報取扱事務目録）	個人市民税に関する賦課事務
	利用目的（個人情報取扱事務目録）	地方税法に基づく個人住民税賦課決定・変更及び調定
	所管部署	税務部市税事務所市民税課

また、今回、ユースケース3は机上検討のみ行ったことから、ユースケース1、2について、取り扱った個人情報を、保有する情報システムで分類・整理すると以下のようになります。

表 4-8 取り扱う個人情報の整理

No.	分類	生成・加工 ファイル	個人情報	保管場所	ユースケースでの利用			
					保有者	利用者	ユース ケース	
1	住民サービス提供システム（市民ポータルアプリ）の利用者登録時に取得する個人情報	利用者情報	氏名 （氏名、フリガナ）	住民サービス提供システム	住民サービス提供システム 所管部署	住民サービス提供システム 所管部署	すべて	
2			性別					
3			生年月日					
4			住所					
5			メールアドレス					
6		アカウント情報	ユーザーID					
7			パスワード					
8	統合DB又は基幹系システムが保有する個人情報	属性情報 （抽象化済）	識別番号	属性情報抽出・加工システム （中継サーバ、属性情報加工サーバ）	住民基本台帳事務所 管部署	（機械処理のみ）	（機械処理のみ）	
9			生年月日 （世帯主、世帯員）					
10			現住所 住所コード					
11			続柄 （世帯主、世帯員）					
12			市民税所得割額					個人市民税に関する賦課事務所 管部署
13			保育所入所申請者					子ども・子育て支援新制度所 管部署
14	統合DB又は基幹系システムが保	属性情報 （抽象化済）	属性情報利用者識別 番号	・属性情報抽出・加工システ	住民基本台帳事務所	情報発信を実施する業	すべて 1	
15			生まれ年					

16	有する個人情報		現住所 住所コード	ム ・住民サービス提供システム	管部署	務所管 部署	2
17			配偶者フラグ				1
18			世帯年齢フラグ				1,2

(5) 実証に用いた情報システム環境

今回の実証で用いた情報システムは下図のとおりです。

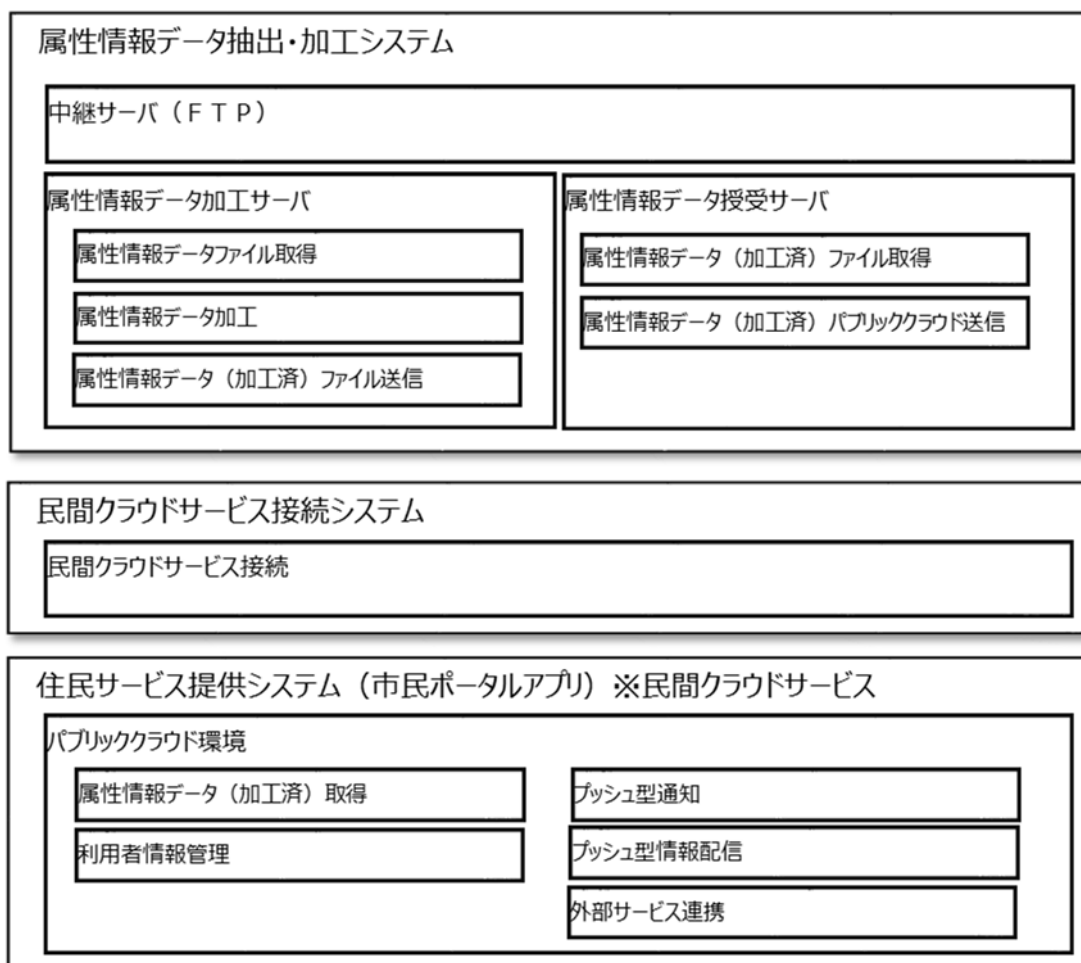


図 4-5 データ利活用共通基盤の機能構成図

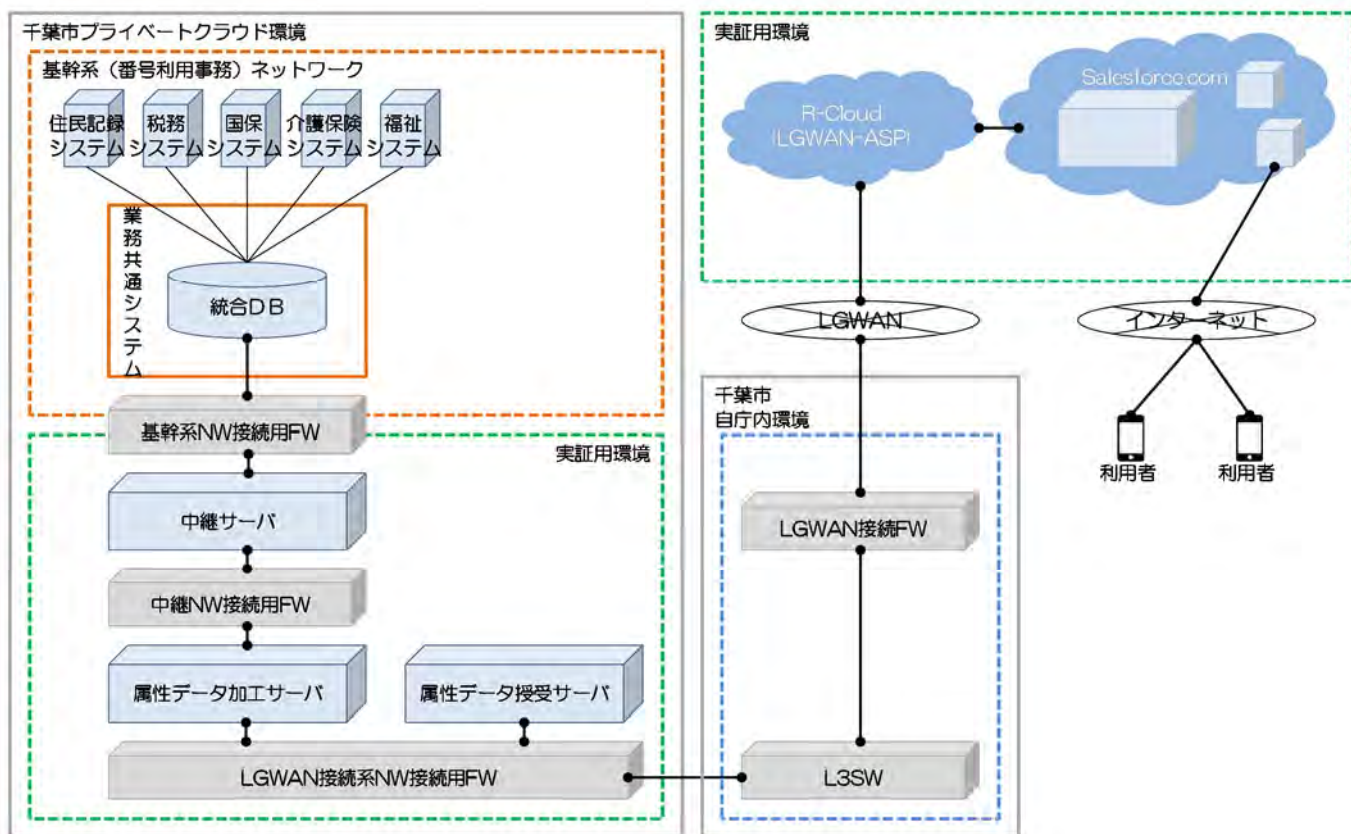


図 4-6 実証環境のネットワーク・機器構成図

(6) データ利活用基盤の庁内利用手順

千葉県では庁内にデータ利活用基盤を整備してデータの利活用を進めています。今回のユースケースにおける庁内利用手順は以下のとおりです。

表 4-9 データ利活用基盤の庁内利用手順の概要

No.	処理内容	処理者	タイミング等	備考
1	市民が利用申込み後、通知先データを登録	職員	利用申込みがあった時点で随時	自庁内の端末にてパブリッククラウド側の管理画面を操作
2	市民がアプリインストール後の抽出対象者（通知希望者）の登録			庁内の実証システム側の端末にて作業 （実証システムでは、開発事業者にて設定）

No.	処理内容	処理者	タイミング等	備考
3	既存の基幹系システムが保有する個人情報から、通知希望者の属性情報を抽出	自動 (属性情報抽出・加工システム)	定期的 (週一回など)	自動抽出不可の場合は手動も想定。また随時更新も可とする。
4	特定の個人を識別しづらい形式に変換 (抽出化加工処理)			属性情報をパブリッククラウドに転送する前に、プライバシーリスト低減のため。
5	抽出した属性情報をパブリッククラウド側に送信			パブリッククラウド側でデータベースに記録
6	職員操作による通知設定 ・制度ごとの通知対象者の選定条件の設定 (関連属性の選択) ・通知内容の登録	職員	随時	自庁内の端末にてパブリッククラウド側の管理画面を操作
7	住民属性の解析、通知対象者の絞込み	自動 (住民サービス提供システム [市民ポータルアプリ])		-
8	個人属性に応じたお知らせを、スマートフォンのプッシュ通知機能を経由して利用者が保有するスマートフォンのアプリへ通知	自動 (住民サービス提供システム [市民ポータルアプリ])		パブリッククラウド上の住民サービス提供システムがプッシュ通知サーバ (Apple、Google) を経由してプッシュ通知

また、データ利活用基盤内のデータ取得・生成フロー及び、アプリを通じて住民に情報を提供する際の手順は下図のとおりです。

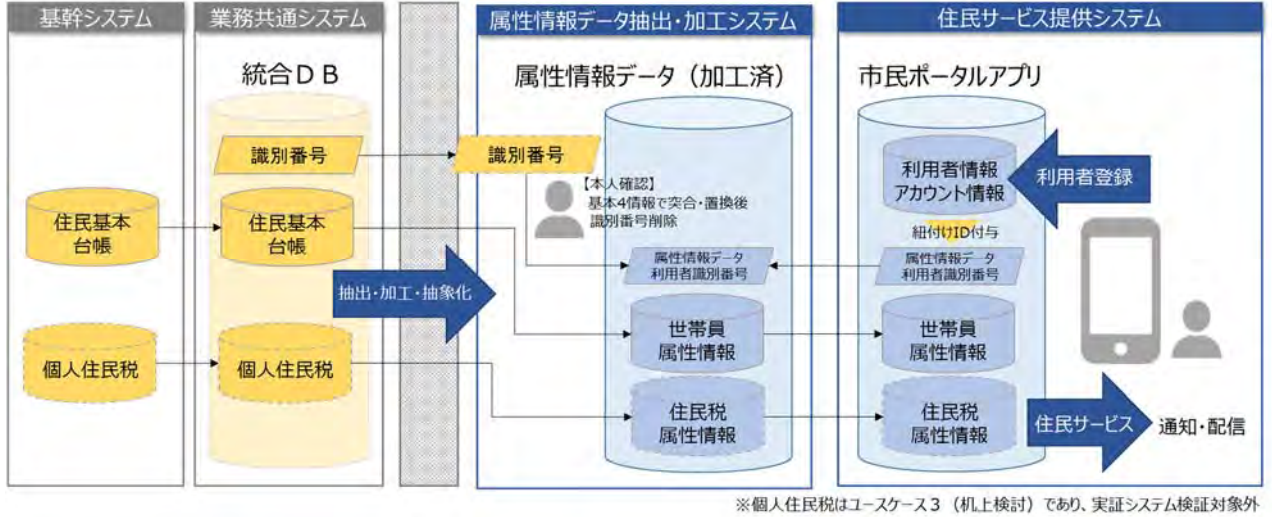


図 4-7 データ利活用基盤内のデータ取得・生成フロー

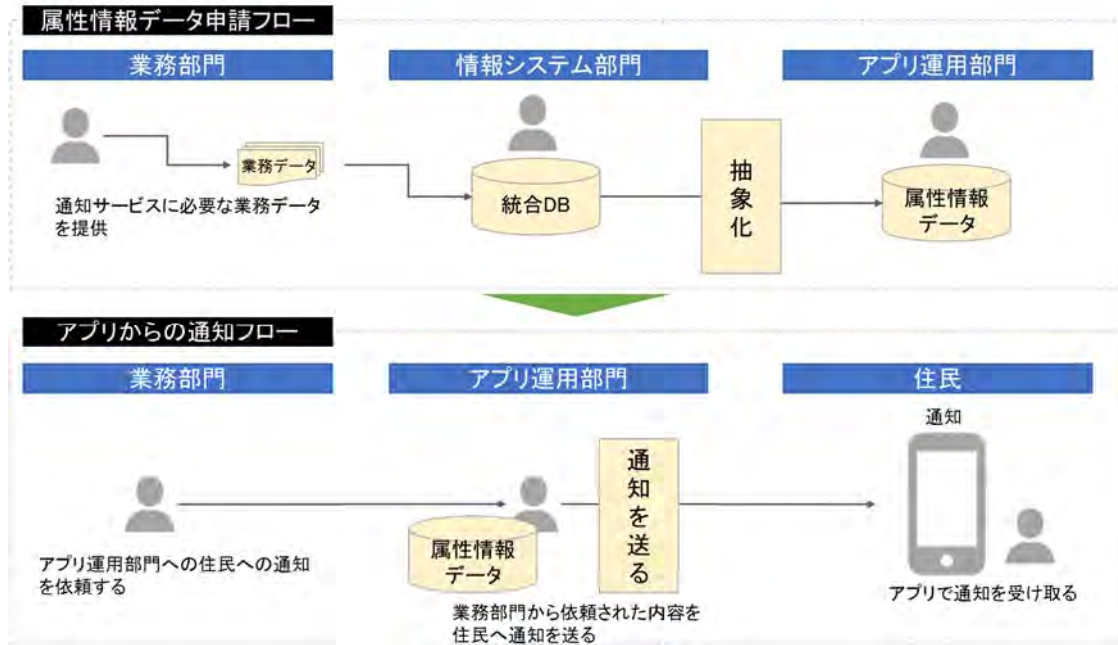


図 4-8 データアクセス制御の方式と活用権限設定のシステム運用手順

(7) セキュリティ面の対応

本実証では、自治体情報システム強靱性向上モデルへの対応等に加え、LGWAN 経由で民間クラウドサービスを活用するため、データの閲覧権限を下表のように設定しました。

表 4-10 民間クラウドサービス内におけるデータ別アクセス権限

No.	データ	概要	アプリ運用部署の権限
1	属性情報データ	メッシュ加工した個人情報データ	閲覧不可
2	利用者データ	市民ポータルアプリ上で、市民から同意の上で収集したデータ	閲覧可
3	利用者と属性情報の紐付けデータ	利用者と属性情報の紐付けを制御するデータ	閲覧可

また、セキュリティ事故等により、第三者が属性情報データを閲覧した場合のプライバシーリスク低減のため、特定の個人を識別できる記述、特徴的な属性や各属性項目の関係性等に係る記述の一部又は全部の削除等を行う抽象化加工を行いました。

表 4-11 抽象化加工措置内容

No.	項目	採用した直接的な抽象化加工措置
1	氏名	削除
2	統合データベースにおける識別番号等	削除し、本実証システムでのみ利用する別の ID（利用者 ID）に置換
3	生年月日	・生年月に短縮 ・超高齢とわかる生年月日年齢を削除
4	住所	コード化。扱う範囲を町丁目までに短縮。
5	世帯員の生年月日	① 生年月に短縮
6		② 同一世帯に属する世帯員の人数を年代別にカウントする。

(8) 本人確認及び本人同意の取得

今回の実証のユースケースのように、本人の個人情報に基づいて加工された情報を本人に提供する場合、千葉市個人情報保護条例では「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」に個人情報の利用を認めています（第 8 条第 1 項第 1 号）。

このため、個人情報取扱事務目録に示された事務として個人情報を提供する「目的内提供」

であるか、その事務の範囲を超えて個人情報を提供する「目的外提供」であるかにかかわらず、特に定めがない場合は、本人確認を行うことで（本人同意なしで）情報提供が可能になります。

（参考：千葉市個人情報保護条例）

（個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- （2）法令等に定めがあるとき。
- （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- （4）当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- （5）国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

出所：千葉市個人情報保護条例より引用

ただし、税情報の利用については、千葉市の「税務証明等事務取扱要領」において、守秘義務の厳格運用という観点から、本人への情報提供であっても本人同意を求めることとしており、例えば保育料の算定に際して税情報を利用する場合、税務部はこども未来部に対して本人同意を得ることを求めています。

なお、ユースケース3は保育料の算定のために申請者本人のみならず世帯員の税情報を活用することとなるため、世帯員全員の同意を求めるかが検討課題となります。

現状の保育料算定においては同意書に世帯員全員のサインを求めることとしていますが、「税務証明等事務取扱要領」には以下の記述があり、今回の実証においては申請者本人の同意をもって税情報の活用が可能であると考えられます。

(参考：税務証明等事務取扱要領（千葉市）)

[解説] (1) 本人の同意書、委任状又は承諾書がある。

ア 代理人

本人の同意書、委任状又は承諾書（以下「委任状等」という。）を持参し、本人の同意があると認められる場合。

イ 納税義務者と生計を一にする同居の配偶者及び親族

原則として証明書は納税義務者に対して交付するものであり、個人情報の保護を考慮すると納税義務者と生計を一にする同居の配偶者及び親族（以下「親族」という。）であっても委任状等が必要であるものの、市民サービスの観点並びに親族は納税義務者の所得及び資産状況について相互に知り得ているので秘密に当たらないのが通例であり、かつ、本人の同意が推定されるので、以下の「委任状等が必要な場合」を除き、委任があったものとみなして税務情報を開示することができる。

※「委任状等が必要な場合」

- ・内縁の妻等で戸籍上親族でない者
- ・納税義務者と住民基本台帳上の生計を一にする同居の親族であるが、事実上の離婚状態や財産の帰属を巡った訴訟中である
- ・同居していることが確認できない市外在住者

出所：税務証明等事務取扱要領（千葉市） p.6 より引用

この事務取扱要領を定めた根拠として、下記に示す守秘義務に関する国からの通知があります。ここに記述されているとおり、職業・家族の状況・所得・税額など、地方税法第 22 条に該当する秘密は、地方公務員法第 34 条第 1 項により 2 重の守秘義務が課されていることから、千葉市においてはこれを根拠に本人同意を求めています。

(参考：「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について

(昭 49.11.19 自治府第 159 号 各都道府県知事あて 自治省税務局長通知))

標記については、地方公務員法及び地方税法に定められているところであるが、今後は下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられるので、その運用にあたって 慎重を期し、遺憾のないようにされたい。なお、管下市町村に対しても、この旨示達のうえ、その趣旨の徹底が図られるよう十分に指導されたい。

- 1 地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第 22 条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税 に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第 34 条第 1 項及び地方税法第 22 条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないため、地方税法第 22 条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」に該当するものであること。 以下略

出所：税務証明等事務取扱要領（千葉市） p.3 より引用

本人同意を要する場合において、データを加工し本人に提供を行う部署（例えば子育て関連の部署）とデータを所管する部署（例えば市民税所管部署）が異なる場合の情報提供に向けた運用の流れは以下のように想定されます。

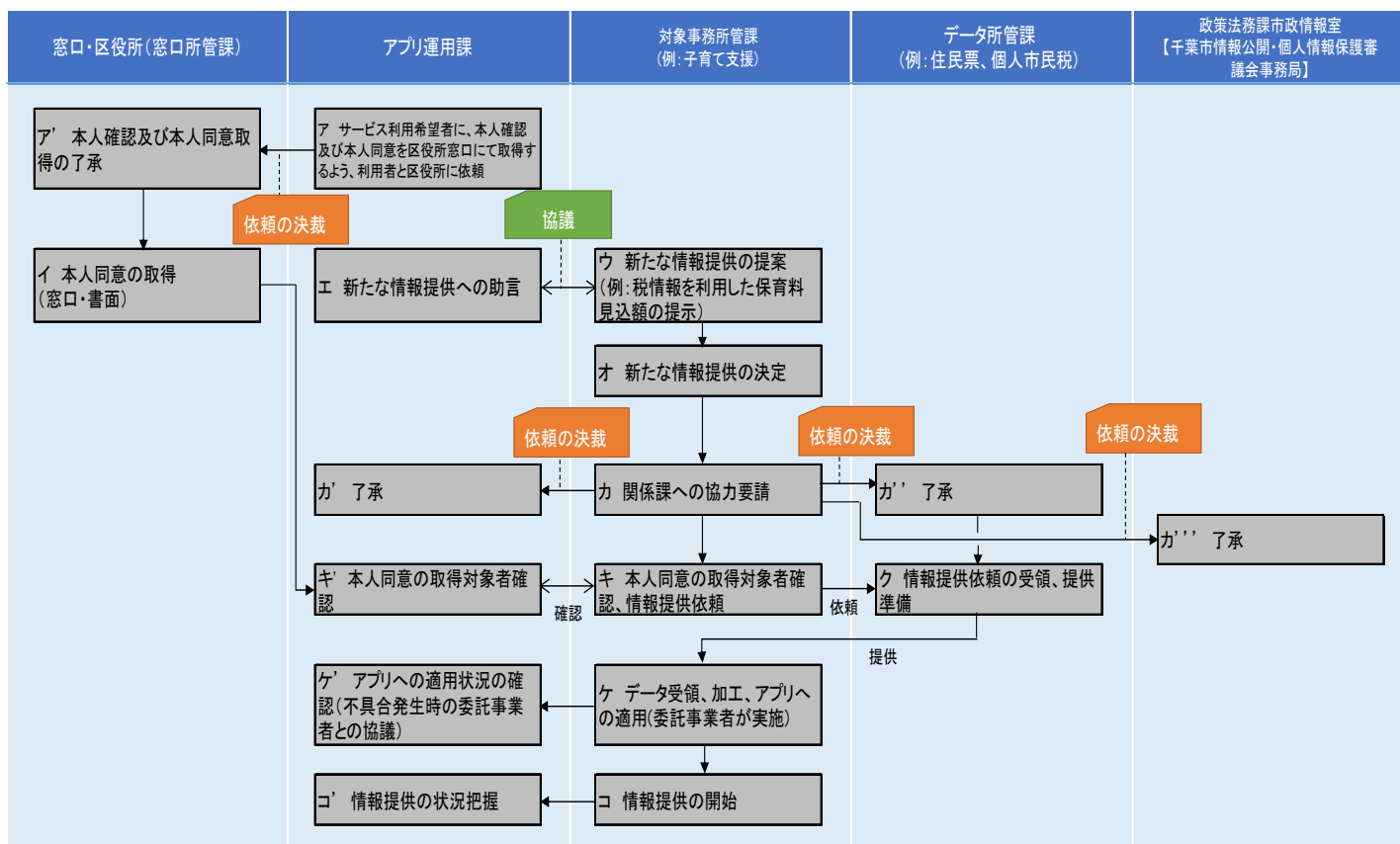


図 4-9 個人情報利用ワークフロー

（市民ポータルアプリ、本人への個人情報提供、他部署・税情報データ利用の場合）

事例 2 部局横断的にデータを結合して活用した政策立案・評価（姫路市）【実証】

(1) 実証の概要

行政情報分析基盤（既に姫路市で構築済みのデータ分析基盤）の住民基本台帳（住民記録データ）分析機能を LGWAN-ASP に継承し、新たに「子ども子育てデータ」と「税データ」をクロス分析することにより、将来の入園希望児童数を地域別に割り出し、保育所等の適正配置計画や保育士不足を予測しました。また、待機児童の解消や施設運営の透明化など、データに基づく計画的な取組を行うことで、子育てのしやすい魅力的な地域づくりのモデルケースとなる政策立案を行いました。

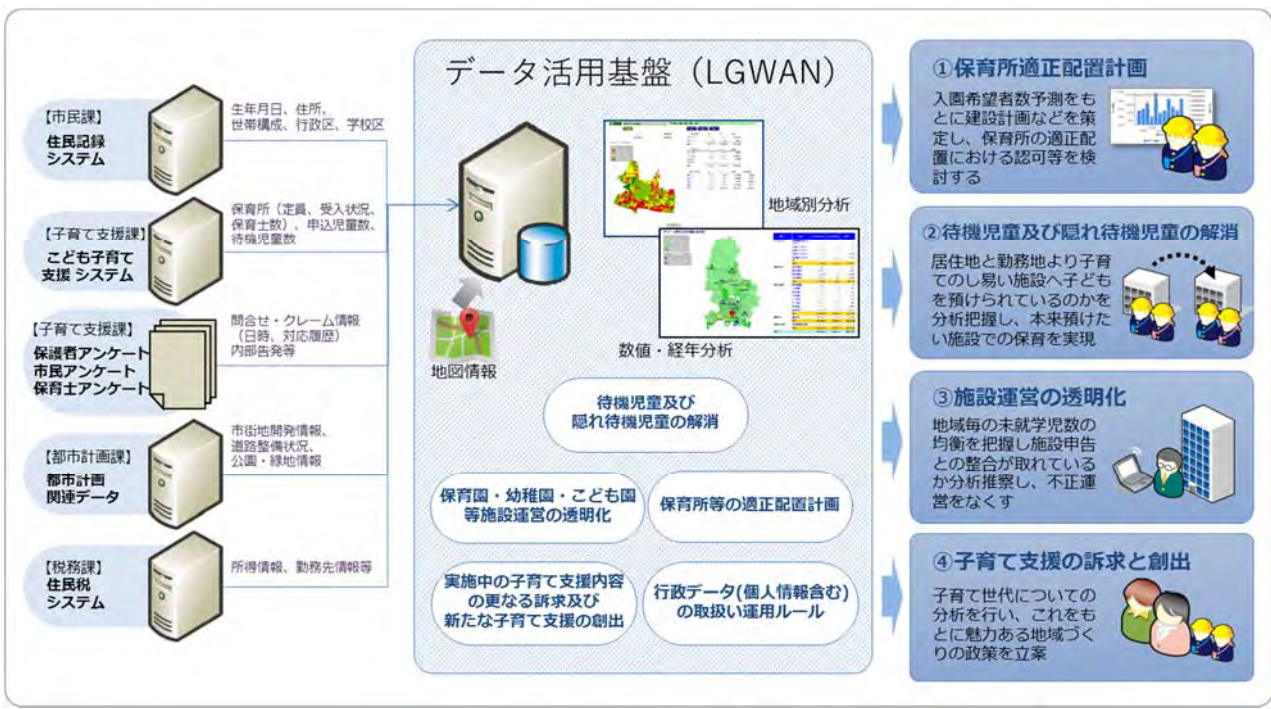


図 4-10 個人情報を活用した政策立案・評価イメージ（子ども子育て支援への活用）

(2) 期待する効果

今回の実証で期待する効果は以下のとおりです。

図 4-11 期待する効果

(3) 活用する個人情報と現状の課題

今回活用した主な個人情報は下表のとおりです。

表 4-12 今回の実証で活用した主な個人情報

活用データ	概要
住民記録データ	住民情報システムに登録されている住民の基本データ
児童名簿データ	子ども子育て支援システムに登録されている児童データ
税データ	住民情報システムに登録されている税に関するデータ
その他上記システム外のデータ	上記システムで保持されていない、アンケートデータや都市計画データ等

また、今回の実証に当たって前提となった現状（実証前）の課題は下表のとおりです。

表 4-13 現状の課題

No.	検証項目	課題
1	保育所等施設の適正配置	子ども支援課にて必要となるデータを関連する部署へ連絡しエクセルデータで集め、そのデータを整形し、エクセル上で分析を行っている。そのため、粒度の細かいデータ、いわゆるローデータ（生データ）を集めることが出来ず、分析精度も必然的に低くなっている。また、手作業での分析は膨大な時間がかかり、限界があり、重要な将来予測が全く出来ていない。
2	待機児童（隠れ待機児童）の解	待機児童については、人数は把握しているがどの地域の人かどのぐらいの期間待機児童となっているのかは、データを集めて

No.	検証項目	課題
	消	手作業で集計しているため、地図上（行政区や学校区）での分布や速報値については把握出来ていない。また、保育士不足の解消を図りたいが、現状を把握出来ていないため何から手を打つかも明確に出来ない。
3	施設運営の透明化	不適切な運営がされているかどうかは定期的な監査を行い把握しているが、監査の優先順位やタイミングについては効率的かつ効果的に実施されてはいない状況である。
4	子育て支援策の訴求	子育て支援策については、市HPの「姫路わくわくチャイルド」にて公開しているが、本当に必要な人に情報が行き渡っているか不明。また、施策毎の利用状況は保持しているが、分析には活用出来ていない。

（４）今回活用したデータ分析基盤

今回活用した「行政情報分析基盤システム」は下図のとおりです。

LGWAN 上に分析基盤を構築し、データの抽象化や暗号化、アクセス権限設定（分析ツールからは統計的処理後のデータのみ閲覧可能）などの情報保護対策を講じています。

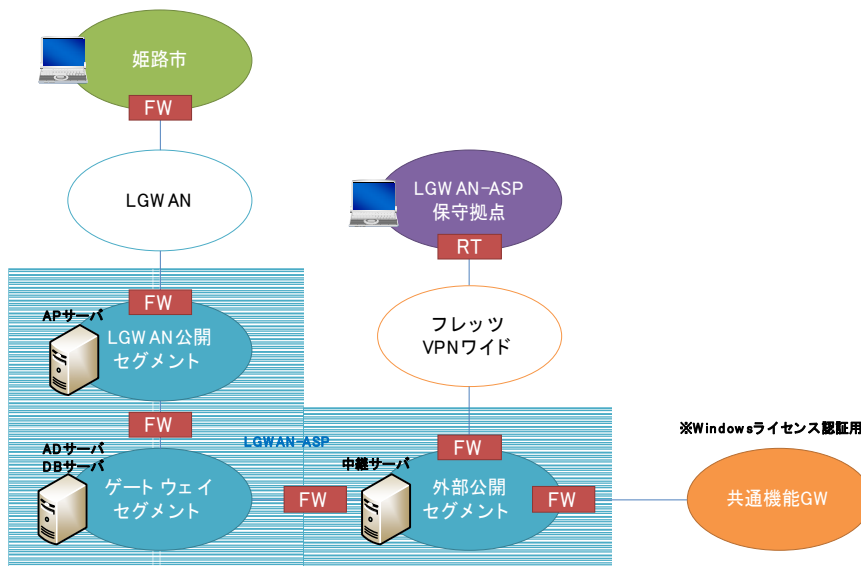


図 4-12 姫路市実証のネットワーク概要図

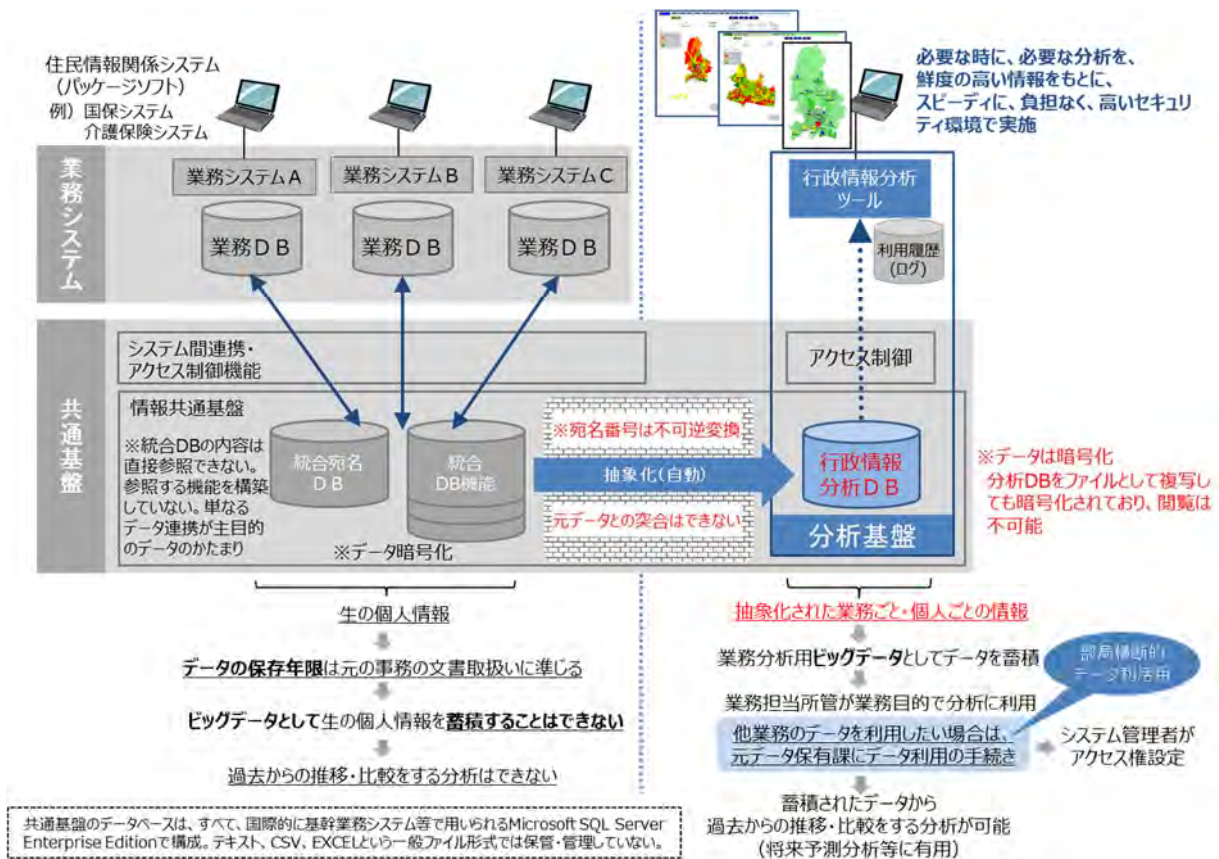


図 4-13 行政情報分析基盤での政策分析と情報保護対策 (1)

出所：姫路市資料

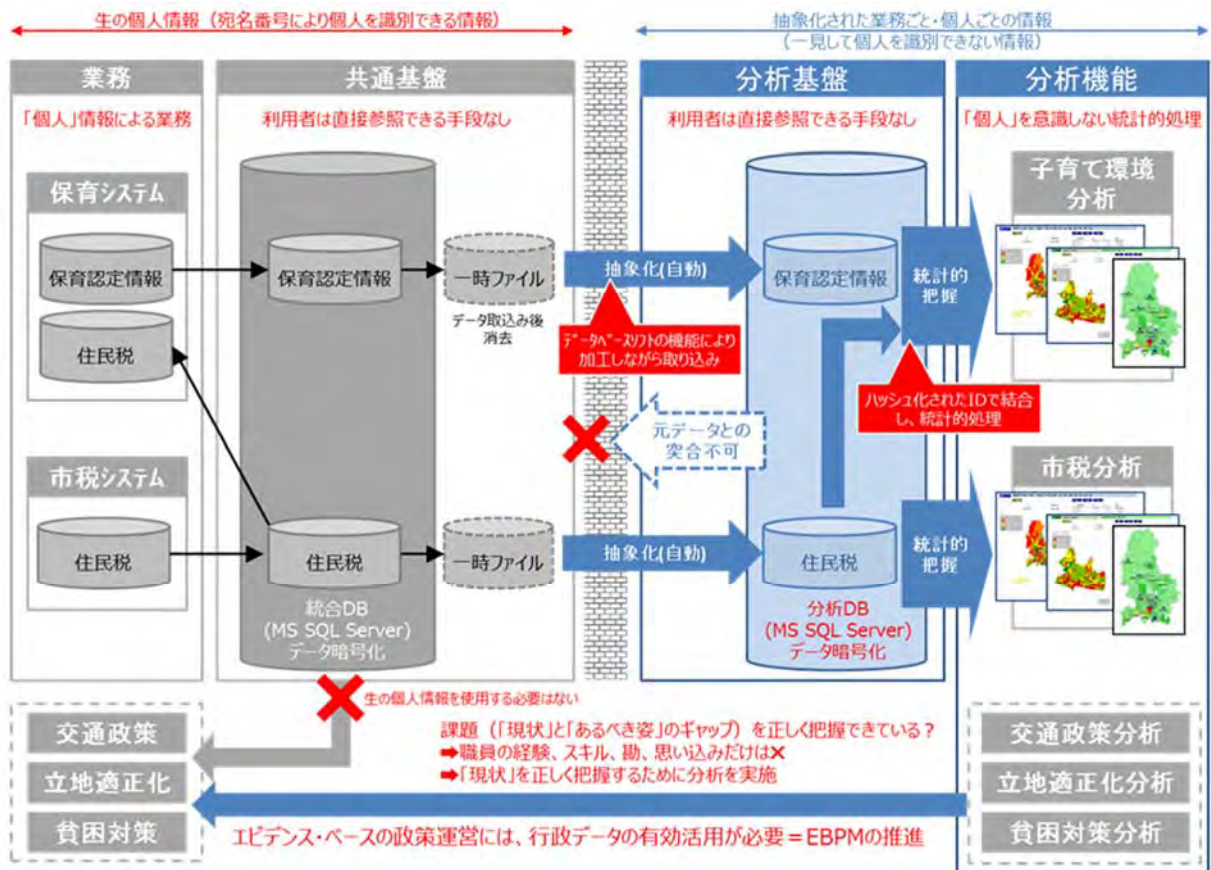


図 4-14 行政情報分析基盤での政策分析と情報保護対策（2）

出所：姫路市資料

また、本実証におけるデータの収集方法及びデータの更新頻度は下表のとおりです。

表 4-14 データの収集方法及びデータ更新頻度

No.	対象データ	データの収集方法	データの更新頻度
1	宛名（住民記録）	共通基盤より収集	週次にて自動連携
2	児童名簿	子ども・子育てシステム（子ども保育課管轄）より手動でCSV出力にて収集	実証時は最新のデータを取込み 今後は4月1日時点と10月1日時点のデータを更新予定だが、月次更新についても検討中
3	認可外保育施設児童	監査指導課保育システムのデータをエクセル形式で収集	実証時は最新のデータを取込み 今後は4月1日時点と10月1日時点のデータを更新予定だ

No.	対象データ	データの収集方法	データの更新頻度
			が、月次更新についても検討中
4	個人住民税	共通基盤より収集	実証時は、個人情報保護審議会を 通せなかったため未取込

なお、姫路市では、データ管理を原則、情報部署で行っています。ただし、業務主管部署で個別に導入しているシステムについては、業務主管部署の管理となります。

今回の実証においては、アクセス権限及び活用権限については、下図のように設定しました。利用者は原則 user 権限となり、レポートを閲覧することしかできません。データ取込み及びシステム設定などを行うには管理者権限が必要となります。

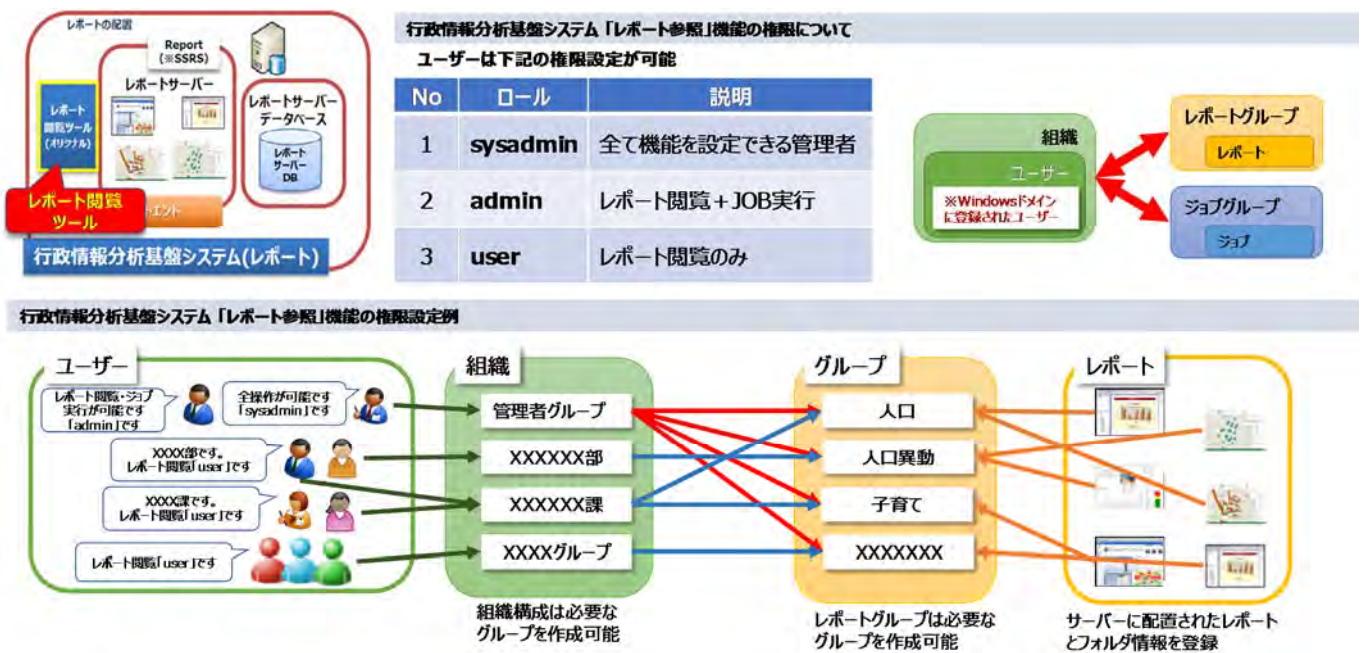


図 4-15 権限管理

(5) データ分析イメージ

「行政情報分析基盤システム」によるデータ分析イメージは以下のとおりです。

あらかじめ準備した分析レポートを任意の条件で加工できます。また、任意の年度や対象者の年齢などによる加工も可能です。



図 4-16 データ加工条件設定

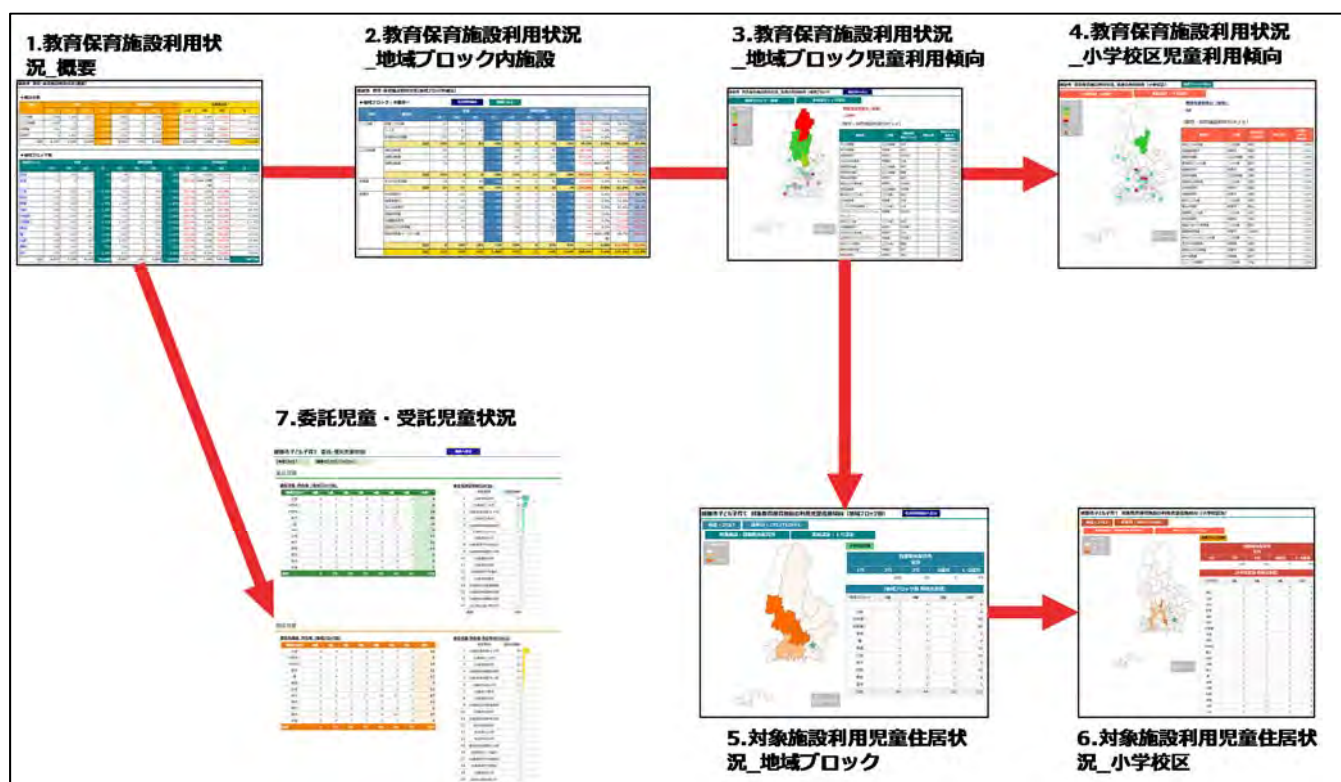


図 4-17 可視化機能①（各画面の拡大図を p.71 以降に掲載）

8. 施設利用個別データ_児童と施設のクロス分析

A screenshot of a data table showing facility usage analysis. The table has multiple columns for facility names, dates, and usage counts. The interface includes search filters and a table view.

10. 児童数推計

A screenshot of a report titled '児童数推計レポート' (Child Population Estimation Report). It includes a table with columns for '児童数推計' (Child Population Estimation) and '2017年度 地域ブロック別児童数' (2017 Fiscal Year Child Population by Region Block). The table lists various regions and their corresponding child population estimates.

9. 地域ブロック別_年齢別児童数

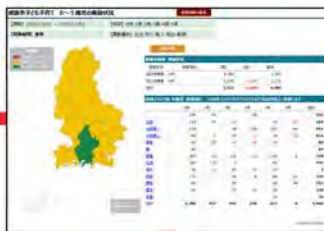
A screenshot of a table showing child population by region block and age group. The table has columns for '地域ブロック' (Region Block) and '年齢' (Age). The data is presented in a grid format with numerical values for each category.

図 4-18 可視化機能② (各画面の拡大図を p.75 以降に掲載)

11. 児童定住状況



12. 児童異動状況_全市



13. 児童異動状況_地域ブロック別



14. 児童転居状況_地域ブロック別



15. 児童転居状況_小学校区別



16. 出生児数状況_地域ブロック別



17. 出生児数状況_小学校区別



図 4-19 可視化機能③ (各画面の拡大図を p.76 以降に掲載)

1.教育保育施設利用状況_概要 (数値はすべてサンプル)

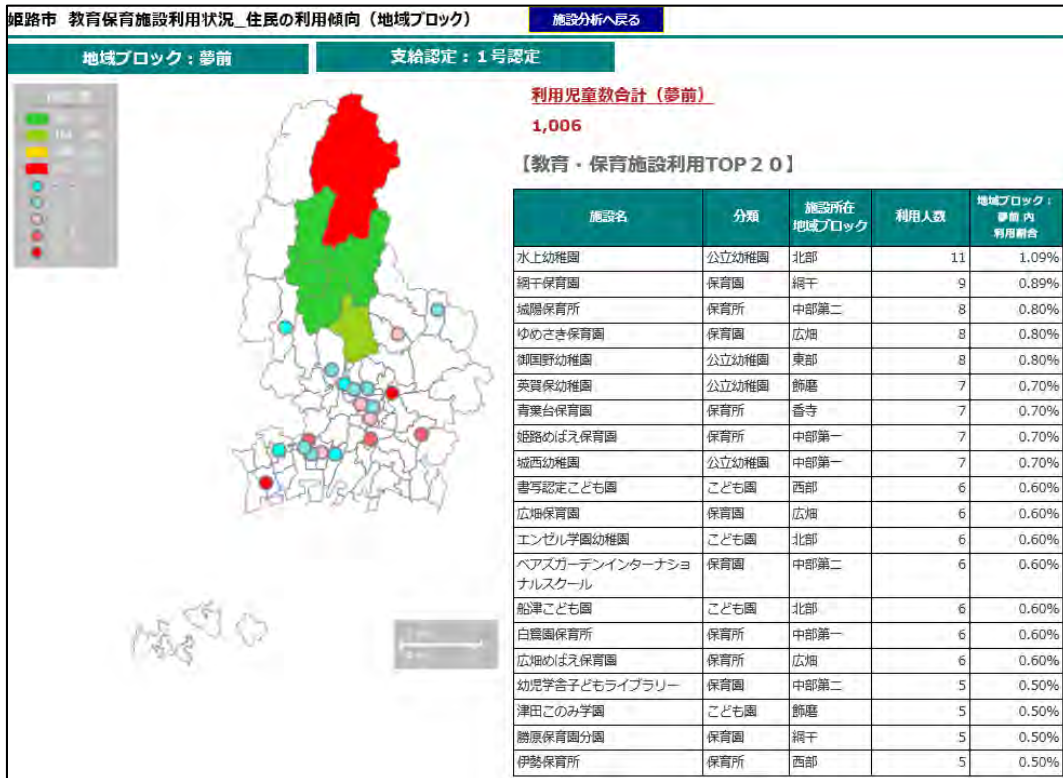
姫路市 教育・保育施設利用状況【概要】												
◆施設分類												
分類	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	2,298	3,166	1,577	7,041	2,820	0	1,758	4,578	122.7%	0.0%	111.5%	65.0%
公立幼稚園	1,435	0	0	1,435	1,923	31	1,311	3,265	134.0%	+∞	+∞	* 227.5%
保育園	404	923	633	1,960	1,490	0	980	2,470	368.8%	0.0%	154.8%	* 126.0%
保育所	0	3,450	1,994	5,444	3,332	74	2,233	5,639	+∞	2.1%	112.0%	* 103.6%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

◆地域ブロック別												
地域ブロック	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
安富	0	105	35	140	48	11	41	100	+∞	10.5%	117.1%	71.4%
家島	70	0	0	70	147	0	103	250	210.0%	NaN (非数値)	+∞	* 357.1%
広畑	274	870	412	1,556	914	0	543	1,457	333.6%	0.0%	131.8%	93.6%
香寺	215	222	133	570	264	0	196	460	122.8%	0.0%	147.4%	80.7%
飾磨	513	948	510	1,971	1,158	0	712	1,870	225.7%	0.0%	139.6%	94.9%
西部	280	712	368	1,360	705	0	472	1,177	251.8%	0.0%	128.3%	86.5%
中部第一	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	* 117.8%
中部第二	733	951	641	2,325	1,617	0	1,009	2,626	220.6%	0.0%	157.4%	* 112.9%
東部	290	718	347	1,355	977	52	700	1,729	336.9%	7.2%	201.7%	* 127.6%
灘	338	574	342	1,254	652	11	441	1,104	192.9%	1.9%	128.9%	88.0%
北部	616	805	419	1,840	1,053	0	654	1,707	170.9%	0.0%	156.1%	92.8%
夢前	130	154	86	370	236	0	186	422	181.5%	0.0%	216.3%	* 114.1%
網干	363	810	496	1,669	821	0	580	1,401	226.2%	0.0%	116.9%	83.9%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

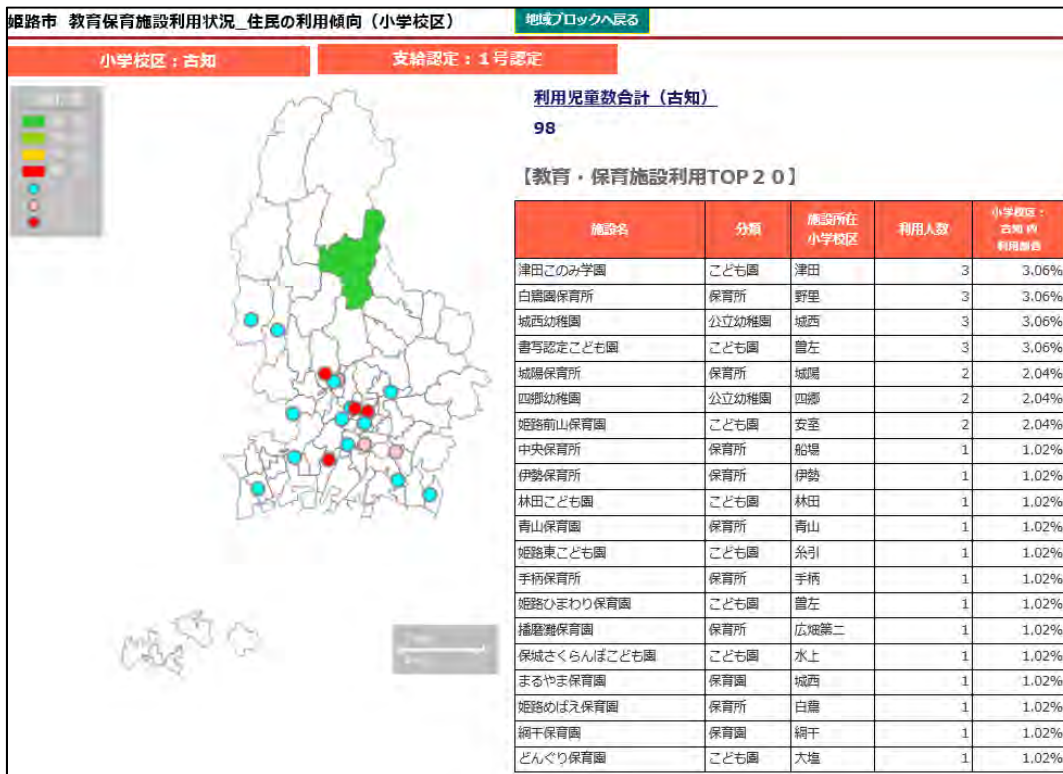
2.教育保育施設利用状況_地域ブロック内施設 (数値はすべてサンプル)

姫路市 教育・保育施設利用状況【地域ブロック内施設】													
◆地域ブロック：中部第一													
分類	施設名	定員				利用児童数				定員充足率			
		1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	野里こども園	15	57	33	105	25	0	11	36	166.7%	0.0%	33.3%	34.3%
	ベイカ	15	85	50	150	21	0	12	33	140.0%	0.0%	24.0%	22.0%
	船場御坊幼稚園	155	10	0	165	17	0	19	36	11.0%	0.0%	+∞	21.8%
	合計	185	152	83	420	63	0	42	105	34.1%	0.0%	50.6%	25.0%
公立幼稚園	城乾幼稚園	35	0	0	35	64	11	45	120	182.9%	+∞	+∞	342.9%
	城西幼稚園	35	0	0	35	167	20	123	310	477.1%	+∞	+∞	885.7%
	城東幼稚園	35	0	0	35	41	0	29	70	117.1%	NaN (非数値)	+∞	200.0%
	合計	105	0	0	105	272	31	197	500	259.0%	+∞	+∞	476.2%
保育園	まるやま保育園	25	71	49	145	44	0	30	74	176.0%	0.0%	61.2%	51.0%
	合計	25	71	49	145	44	0	30	74	176.0%	0.0%	61.2%	51.0%
保育所	中央保育所	0	105	45	150	79	0	51	130	+∞	0.0%	113.3%	86.7%
	城東保育所	0	65	35	100	19	0	11	30	+∞	0.0%	31.4%	30.0%
	市川台保育所	0	110	70	180	93	0	57	150	+∞	0.0%	81.4%	83.3%
	姫路保育園	0	72	48	120	100	0	50	150	+∞	0.0%	104.2%	125.0%
	白鷺園保育所	0	65	25	90	112	0	78	190	+∞	0.0%	312.0%	211.1%
	姫路めづえ保育園	0	30	30	60	148	0	112	260	+∞	0.0%	373.3%	433.3%
	姫路保育園イーグレ分園	0	0	30	30	43	0	17	60	+∞	NaN (非数値)	56.7%	200.0%
	合計	0	447	283	730	594	0	376	970	+∞	0.0%	132.9%	132.9%
合計	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	117.8%	

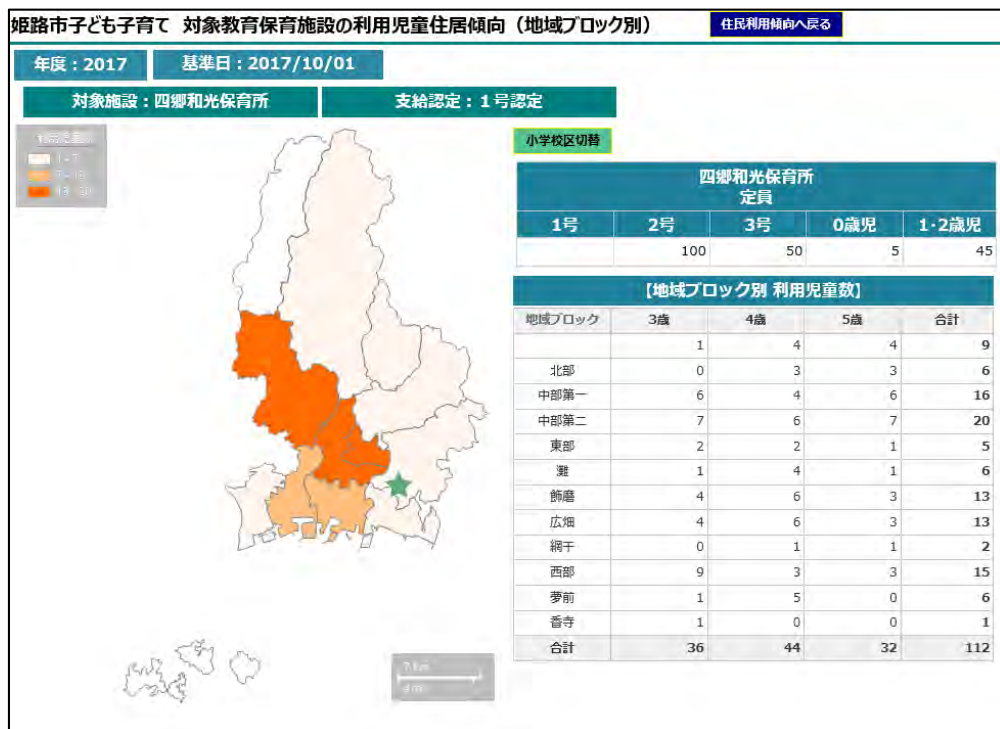
3.教育保育施設利用状況_地域ブロック児童利用傾向（数値はすべてサンプル）



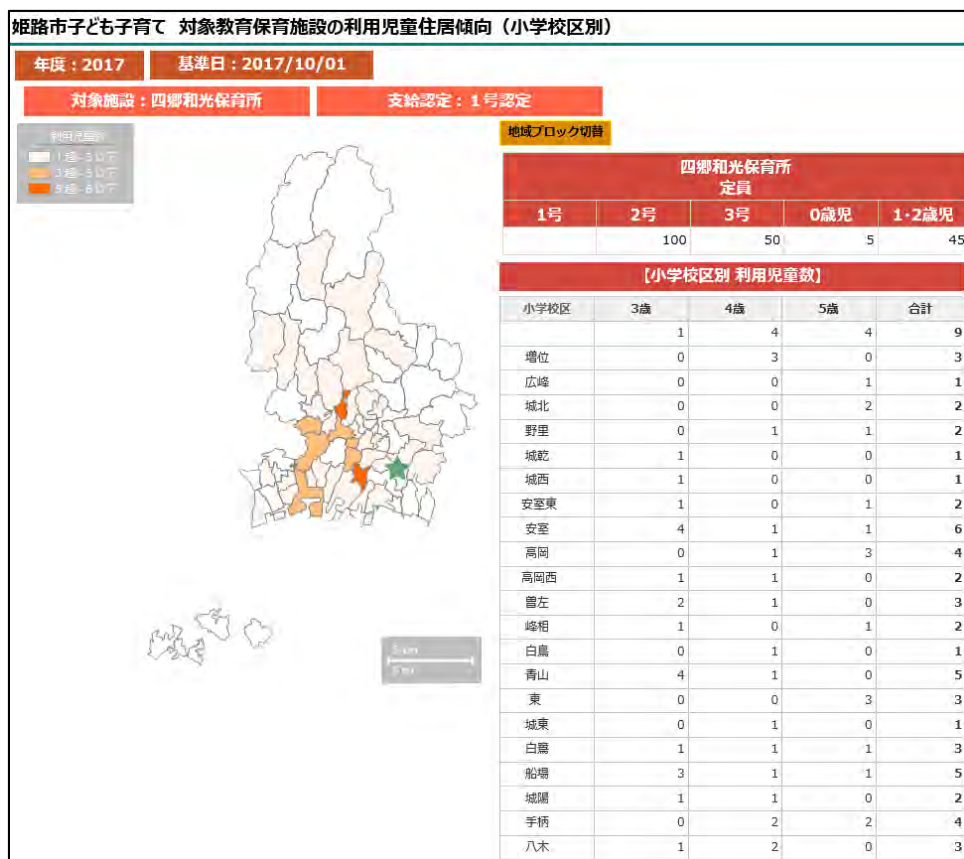
4.教育保育施設利用状況_小学校区児童利用傾向（数値はすべてサンプル）



5.対象施設利用児童住居状況_地域ブロック（数値はすべてサンプル）



6.対象施設利用児童住居状況_小学校区（数値はすべてサンプル）



7.委託児童・受託児童状況（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 委託・受託児童状況

[概要へ戻る](#)

【年度】2017

【基準日】2017/10/01

委託児童

委託児童 所在地（地域ブロック別）

地域ブロック	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
北部	0	0	1	0	1	2	0	4
中部第一	0	2	0	0	4	0	0	6
中部第二	1	3	4	4	2	3	1	18
東部	0	4	3	8	11	10	4	40
灘	1	1	4	5	6	3	0	20
姫高	1	0	1	0	1	0	0	3
広畑	1	3	1	1	2	2	3	13
網干	1	6	5	0	4	5	1	22
西部	0	2	4	1	3	3	3	16
夢前	0	1	0	1	0	3	0	5
香寺	1	1	1	1	0	0	1	5
安富	0	0	1	0	2	3	1	7
合計	6	23	25	21	36	34	14	159

委託先市区町村TOP20

市区町村	委託児童数
1 兵庫県高砂市	54
2 兵庫県たつの市	38
3 兵庫県保原郡太子町	13
4 兵庫県宍粟市	12
5 兵庫県神崎郡福崎町	11
6 兵庫県加古川市	10
7 兵庫県相生市	5
8 兵庫県神戸市東灘区	3
9 兵庫県神崎郡市川町	3
10 北海道紋別市	2
11 兵庫県加西市	2
12 兵庫県神戸市灘区	1
13 兵庫県赤穂市	1
14 兵庫県加古郡播磨町	1
15 兵庫県神崎郡神河町	1
16 兵庫県佐用郡佐用町	1
17 山口県山陽小野田市	1
合計	159

受託児童

受託先施設 所在地（地域ブロック別）

地域ブロック	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
北部	0	4	2	4	2	9	3	24
中部第一	0	0	1	2	1	1	0	5
中部第二	0	2	3	0	6	1	2	14
東部	0	3	0	2	3	0	3	11
灘	0	4	3	3	5	2	0	17
姫高	1	1	1	0	1	1	2	7
広畑	0	2	1	1	3	5	0	12
網干	0	9	11	17	18	21	11	87
西部	0	1	1	3	3	3	2	13
夢前	0	1	0	0	0	0	0	1
香寺	0	0	4	3	8	10	2	27
安富	0	0	1	2	0	1	0	4
合計	1	27	28	37	30	54	25	222

受託児童 所在地 市区町村TOP20

市区町村	受託児童数
1 兵庫県保原郡太子町	80
2 兵庫県たつの市	27
3 兵庫県高砂市	26
4 兵庫県神崎郡福崎町	24
5 兵庫県神崎郡市川町	19
6 兵庫県加古川市	14
7 兵庫県宍粟市	7
8 兵庫県明石市	4
9 兵庫県加古郡播磨町	4
10 兵庫県加西市	3
11 兵庫県神崎郡神河町	3
12 栃木県真岡市	1
13 埼玉県川口市	1
14 埼玉県羽生市	1
15 愛知県海部郡大治町	1
16 滋賀県近江八幡市	1
17 兵庫県神戸市東灘区	1
18 兵庫県神戸市西区	1
19 兵庫県相生市	1
20 和歌山県和歌山市	1
合計	220

8.施設利用個別データ_児童と施設のクロス分析（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 施設利用個別データ【地域ブロック別】

1号認定（3～5歳児）

	利用児童の住所地																合計
	北部	中部第一	中部第二	東部	灘	飾磨	広畑	網干	西部	香島	夢前	香寺	安富	市内不明			
北部	109	216	180	26	39	130	84	26	106	1	46	23	12	44	1,053		
中部第一	110	193	169	33	34	127	96	31	70	2	32	15	12	49	973		
中部第二	105	320	253	60	66	220	125	40	127	2	65	34	21	89	1,617		
東部	114	201	165	26	45	117	88	28	67	1	34	23	17	53	977		
灘	73	126	97	30	33	83	48	18	61		18	13	14	42	652		
飾磨	126	238	195	45	40	158	93	34	92	2	40	26	16	53	1,158		
広畑	91	218	152	27	28	114	75	28	60		39	15	14	45	914		
網干	88	158	144	27	31	97	76	16	81	2	33	17	8	43	821		
西部	68	156	118	28	22	88	62	15	51	1	31	9	12	44	705		
香島	21	35	23	6	7	14	13	3	14		6	3		12	147		
夢前	36	39	35	5	7	18	32	5	22		12	8	3	14	236		
香寺	28	47	47	12	10	25	26	9	21	1	17	2	3	18	264		
安富	3	13	0	3		5	3	1	3		1	1	1	5	48		
市内	1,728	3,120	2,527	690	581	1,976	1,329	390	1,159	24	634	330	187	820	15,435		
合計	2,790	5,070	4,114	978	943	3,172	2,150	638	1,934	36	1,006	519	321	1,329	25,000		
全市合計	23,671																
全市に対する割合																	
	北部	中部第一	中部第二	東部	灘	飾磨	広畑	網干	西部	香島	夢前	香寺	安富				
	11.8%	21.4%	17.4%	4.1%	4.0%	13.4%	9.1%	2.7%	8.3%	0.2%	4.2%	2.3%	1.4%				

9.地域ブロック別_年齢別児童数（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 地域別_年齢別児童数レポート

2016/11/01時点

地域ブロック	0-2	3-5	0-5	全休	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
安富	661	653	1,314	28,569	127	203	331	163	198	292	198	325	163	256	205	418	164
家島	80	75	155	5,655	39	0	41	0	35	40	44	161	0	85	0	0	43
広畑	4,355	4,430	8,785	175,487	1,091	1,637	1,627	1,570	1,444	1,416	1,292	1,845	1,354	1,683	1,531	1,685	1,909
香寺	1,291	1,064	2,355	39,184	238	621	432	382	358	324	204	407	536	652	375	245	443
飾磨	6,183	6,537	12,720	257,989	1,857	2,473	1,853	2,550	2,339	1,648	1,716	2,427	2,241	1,986	2,780	3,179	2,759
西部	3,960	4,019	7,979	179,727	1,148	1,368	1,444	1,356	1,321	1,342	1,195	1,558	1,499	1,541	1,675	2,180	1,615
中部第一	9,829	10,391	20,220	461,690	3,010	3,526	3,293	3,388	3,222	3,781	4,460	4,077	5,248	4,455	3,985	4,792	4,392
中部第二	8,187	8,227	16,414	346,812	2,924	2,552	2,711	2,328	3,208	2,691	2,740	3,395	2,049	2,925	3,516	3,044	3,906
東部	2,277	2,020	4,297	106,401	619	822	836	492	670	858	765	826	896	950	823	1,042	823
灘	1,378	1,929	3,307	72,599	329	732	317	694	699	536	583	822	612	576	898	622	622
北部	4,309	5,694	10,003	209,059	1,348	1,484	1,477	1,702	1,821	2,171	1,638	2,059	1,656	1,990	2,237	1,964	1,878
夢前	2,103	2,015	4,118	71,156	573	953	577	712	785	518	562	576	728	895	494	659	644
網干	1,600	1,285	2,885	74,523	490	497	613	357	397	531	374	777	727	885	659	418	627
合計	46,213	48,339	94,552	2,028,851	13,793	16,868	15,552	15,694	16,497	16,148	15,771	19,086	17,919	18,915	18,856	20,524	19,825

10. 児童数推計（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 児童数推計レポート [ID: 00000000000000000000]

【基準日】 2017/04/01

【調整率】 0歳⇒0% ; 1歳⇒0% ; 2歳⇒0% ; 3歳⇒0% ; 4歳⇒0% ; 5歳⇒0%

児童（0歳～5歳）数推計 および 教育・保育施設定員との差

地域ブロック	児童数 2017/04/01 時点	児童数推計 2016/04/01時点							2017年度 地域ブロック別 教育・保育施設 定員			定員と推計との (定員 - 推計)					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	1期定員	2期定員	3期定員	1期定員	2期定員				
北部	450	0	0	0	0	0	0	288	288	0	0	0	0	0	0		
中部第一	813	0	0	0	0	0	0	520	520	250	696	0	719	805	419	469	109
中部第二	2,222	0	0	0	0	0	0	1,422	1,422	204	1,270	0	390	670	415	186	-600
東部	2,066	0	0	0	0	0	0	1,322	1,322	291	873	0	950	951	641	659	78
瀬	359	0	0	0	0	0	0	236	236	183	291	0	461	718	347	278	427
灘	280	0	0	0	0	0	0	104	104	176	166	0	499	576	330	323	410
飾磨	1,448	0	0	0	0	0	0	926	926	225	536	0	741	948	510	516	412
広畑	699	0	0	0	0	0	0	447	447	234	463	0	690	870	412	416	407
網干	276	0	0	0	0	0	0	176	176	240	154	0	621	810	496	381	646
西部	853	0	0	0	0	0	0	546	546	177	438	0	400	712	368	223	278
家島	39	0	0	0	0	0	0	25	25	0	10	0	120			120	-10
夢前	376	0	0	0	0	0	0	241	241	91	150	0	180	154	86	139	-3
香寺	238	0	0	0	0	0	0	152	152	52	108	0	240	222	133	188	116
安富	81	0	0	0	0	0	0	52	52	41	96	0		105	35	-41	9
合計	10,219	0	0	0	0	0	0	6,537	6,537	2,114	5,264	0	5,971	7,541	4,192	3,857	2,277

※推計は、基準年度4月1日を基準とし、次年度4月1日時点を見出しします。（過去の住居データをもとに、コホート調査法により算出）

11. 児童定住状況（数値はすべてサンプル）

姫路市子ども子育て 0～5歳児の定住状況 【住居データ取り込み日】 2016/11/01

【指定定住期間】 2015/11/01 ⇒ 2016/11/01 児童異動状況

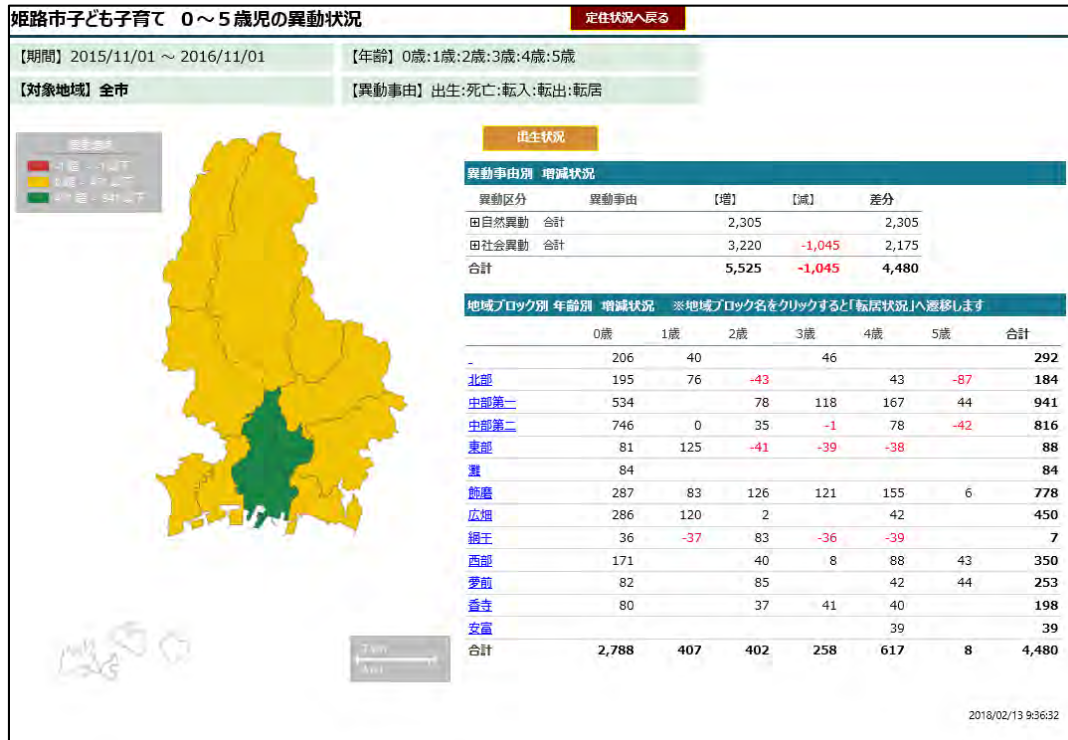
※指定の定住期間_開始時点で市内に存在する0～5歳児を対象に、定住期間_終了時点の異動状況および定住状況を表示します。

2015/11/01時点 0～5歳児数	2016/11/01時点の異動状況		
	転出	転居	死亡
28,181人	0人 0.00%	1,151人 4.08%	0人 0.00%

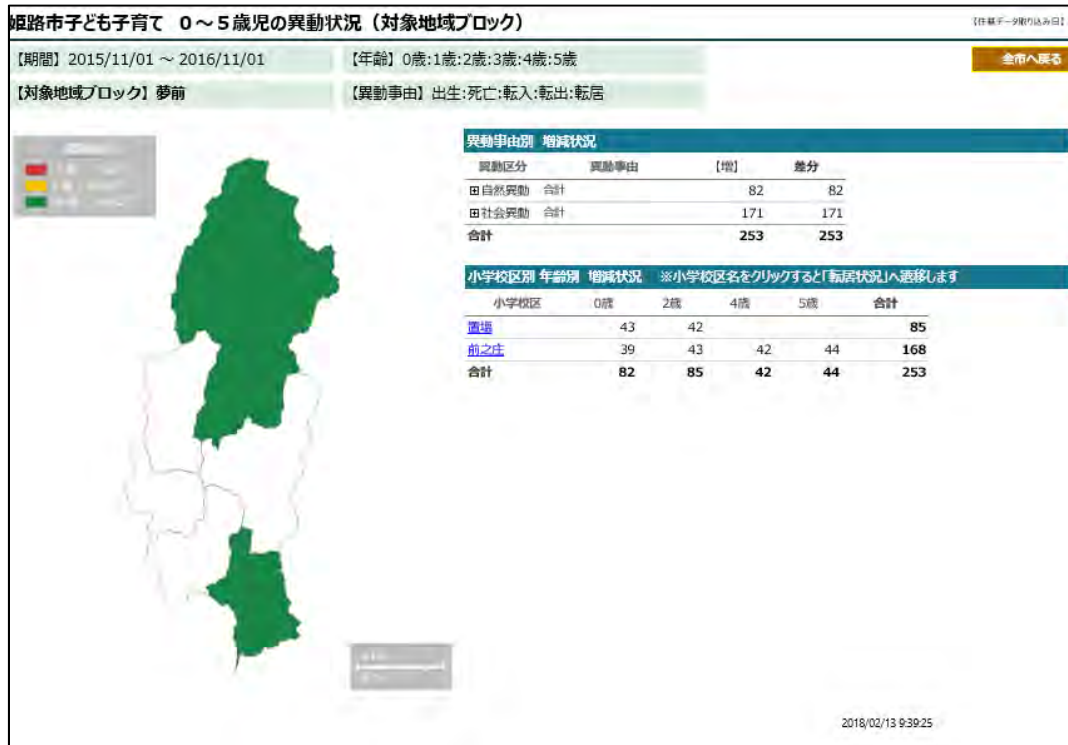
児童定住率（地域ブロック別 年齢別）

	3歳	4歳	5歳	合計
北部	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
中部第一	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
中部第二	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
東部	NaN (非数値)	100.00%	100.00%	100.00%
灘	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
飾磨	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
広畑	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
網干	NaN (非数値)	100.00%	100.00%	100.00%
西部	NaN (非数値)	100.00%	100.00%	100.00%
家島	NaN (非数値)	100.00%	NaN (非数値)	100.00%
夢前	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
香寺	NaN (非数値)	100.00%	100.00%	100.00%
安富	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

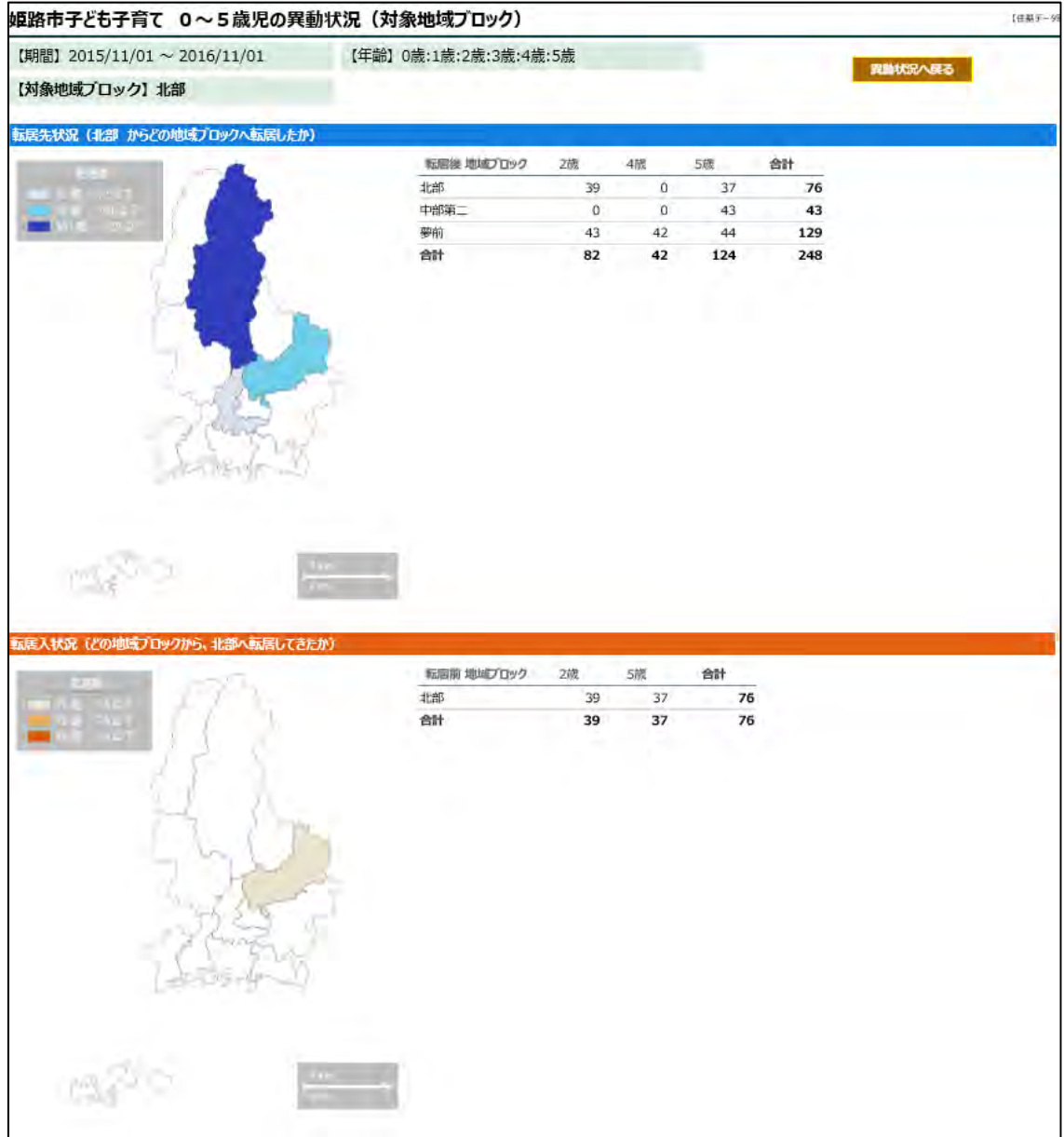
12. 児童異動状況_全市 (数値はすべてサンプル)



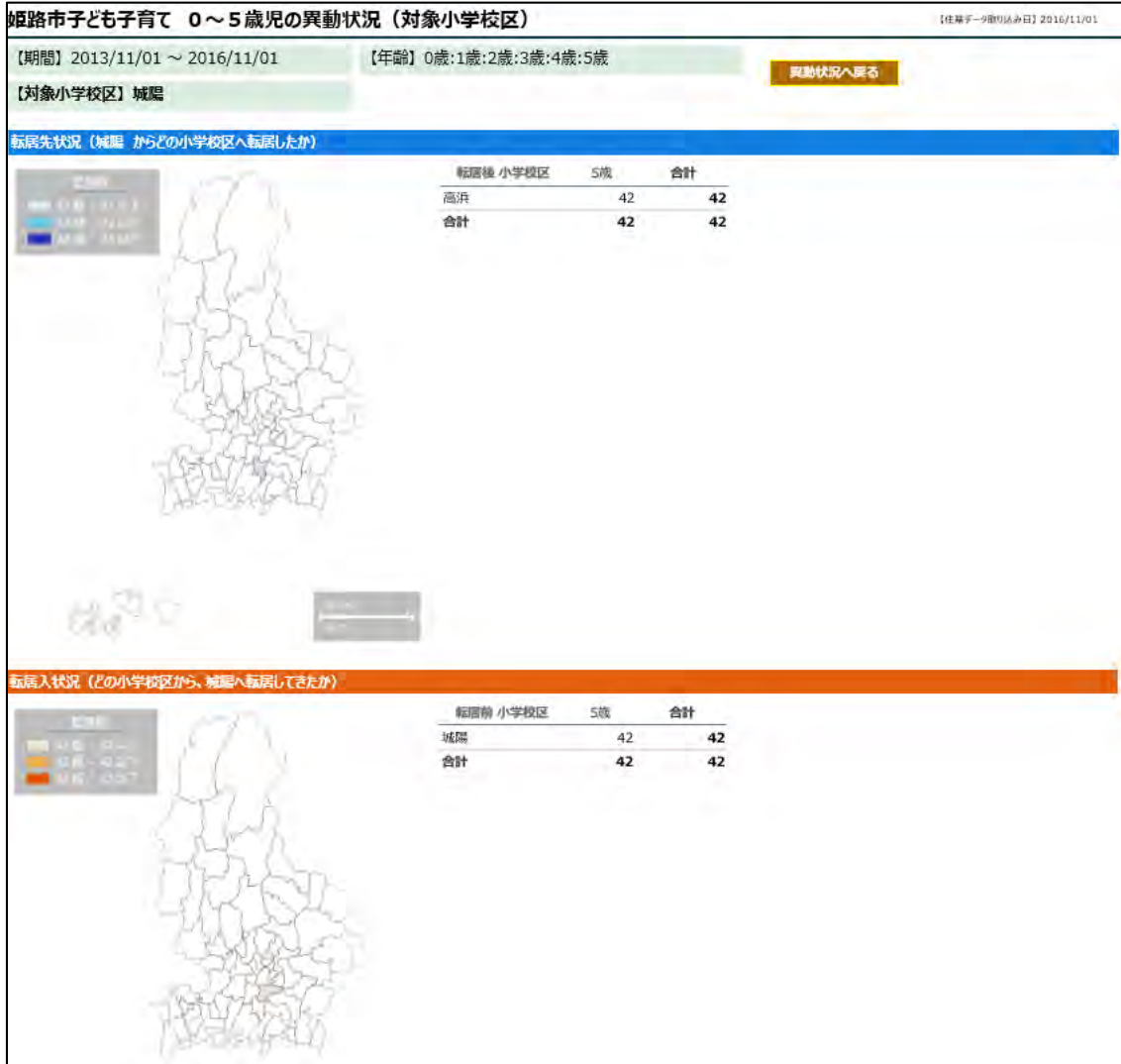
13. 児童異動状況_地域ブロック別 (数値はすべてサンプル)



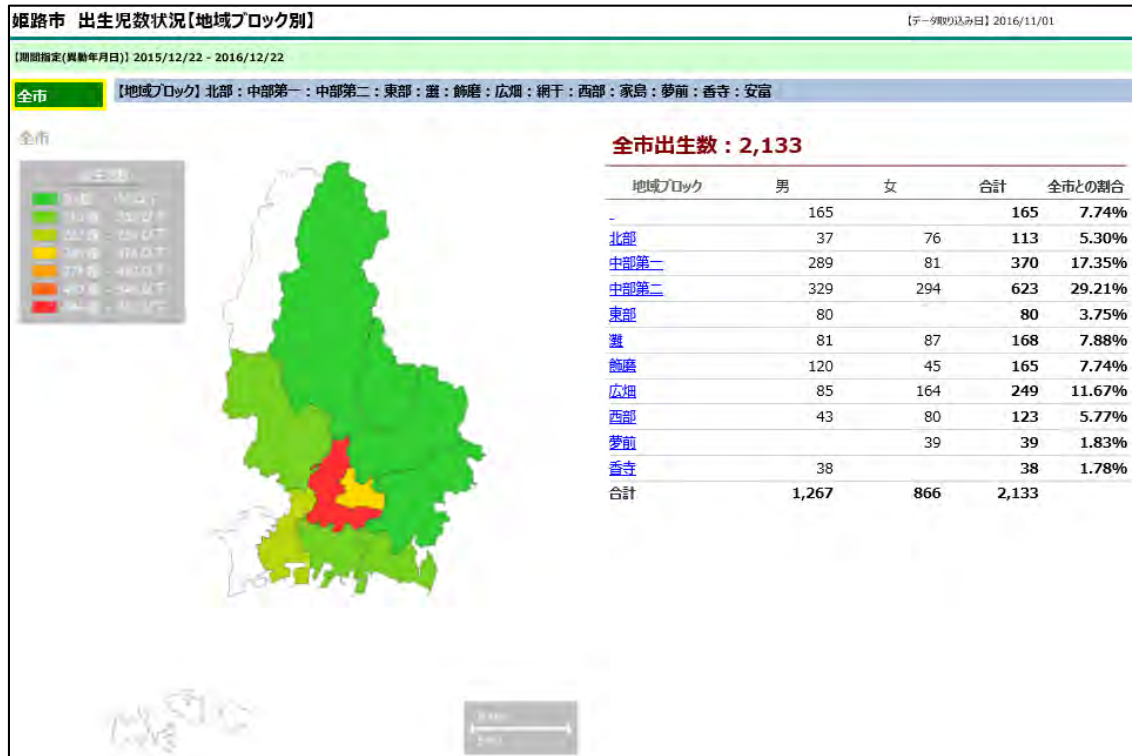
14. 児童転居状況_地域ブロック別 (数値はすべてサンプル)



15. 児童転居状況_小学校区別 (数値はすべてサンプル)



16. 出生児数状況_地域ブロック別 (数値はすべてサンプル)



17. 出生児数状況_小学校区別 (数値はすべてサンプル)



(6) データの抽象化

本実証では、以下の項目に対して加工処理を実施しました。

表 4-15 データの抽象化

項目	加工内容
氏名	氏名はすべて削除し、データ分析には活用しない。また、分析基盤への取込みも行わない。
生年月日	生年月日については、データ取込み時点の年齢算出を行う。また、データとしては「日」を削除し、「年月」のみデータとして取り込む。さらに、学年月の算出も行い子どもの正確な学年を捉えるデータも保持する。
住所	住所については、地番以下を削除し居住地が特定されないようにする。
宛名番号または住民番号	庁内基幹系システムにおける個人を特定するための番号について抽象化する。具体的には数字の羅列である宛名番号または住民番号をハッシュ化することにより特定不能な英数字の羅列に変換する。

また、「宛名番号または住民番号」や「世帯番号」など、基幹系システム上で直接個人と結びつく項目については、不可逆的な番号を生成し、分析データベースに登録する仕組みを構築しました。

分析データベースに登録された番号から直接個人を特定することはできません。仮に変換後の「宛名番号または住民番号」の内容を取得された場合でも、取得したデータを元の番号に戻すことは不可能となっています。



図 4-20 抽象化のフロー

(7) 庁内手続について

個人情報を利用できる場合としては、主に①統計的な利用であるとき、②目的内利用であるとき、③目的外利用が可能な場合に該当するとき、④本人同意を取得するとき、⑤条例改正等により利用可能とするときが考えられます。姫路市実証では、統計的な利用に該当するとの整理を行いつつも、より一層のプライバシー権保護のために、1) インพุット情報の抽象化、2) プライバシー影響評価（個人情報リスク評価）を行いました。

1) インพุット情報の抽象化

統計的な利用として整理できる場合には、個人情報をそのままインพุット情報とすることができます。しかし姫路市では、個人情報の悪用防止及び安全管理措置の一環として、統計作成のためのインพุット情報を「抽象化情報」とし、一見して特定の個人が明らかとなる「氏名」「詳細な住所」「完全な生年月日」は記録しないこととしました。加えて、統計の元となるデータに付す個人別 ID についても、業務システムで用いている個人を識別する符号（宛名番号、統合宛名番号、個人番号、住基コード等）はそのまま用いず、宛名番号を不可逆に変換した ID とすることとしました。

2) プライバシー影響評価（PIA）

プライバシー影響評価（PIA）とは、一般に、個人情報を取り扱う業務やシステム等について、それらがプライバシーに対して与える影響を事前に評価する仕組みをいいます。

類似のものとして、個人番号（マイナンバー）を取り扱う場合には、特定個人情報保護評価が義務付けられていますが（特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条）、一般的な個人情報を取り扱う場合の評価については特段の定めはありません。

姫路市としては、個人情報を取り扱う業務に対し PIA を実施することは、データ利活用としてより良い取組であると考えるとともに、PIA により作成した評価書は、対象となる業務やシステムの開始に当たって、住民、議会、個人情報保護審議会、地方公共団体内部の他部署・上席等に説明するための資料としても有意義であると考えたことから、今回、任意でプライバシー影響評価を実施しました。詳細は付録 3（p.134）及び別添資料 2 をご覧ください。

3) 本人同意

姫路市では個人情報保護条例上、本人同意を取得することなくデータ利活用ができること、また政策分析のために必要なデータは大量であり、すべてについて本人同意を取得することは事実上不可能である一方で、本人同意を得られなかったデータについては政策分析に利活用しないとすると、分析データに偏りや限りが生じ、正確な分析が行えないことなどから、本人同意の取得は行っていません。

事例 3 子ども成長見守りシステム（箕面市）【ヒアリング】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化、政策立案・評価

2) 事業の概要

子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、乳幼児期から小中学校、高校まで切れ目なくひとりひとりの子どもの支援を早期かつ効果的に行うため、2016年度より、各部署が把握している子どもに係る多様な情報を一元的に収集分析して、定期的に「見守り判定」を実施し、判定結果の変化を分析しました。

見守り判定は、以下の3つの観点から実施しました。

- ①生活困窮判定（生活保護、児童扶養手当（ひとり親家庭）、虐待相談等）
- ②学力判定（学力偏差値、学力偏差値の変化）
- ③非認知能力等判定（社会性、自制心、やり抜く力、健康状態、家族・先生等とのつながり等）

2016年度から貧困対策として制度づくり及びシステム構築を開始し、年度末（2017年3月）にシステム完成、2017年度より運用中です。

3) 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

下記のデータについて、管轄部署から原則庁内ネットワーク経由で収集します（一部部署からは、USB等のケースもあります）。

表 4-16 主な情報と共有・提供の範囲（子ども成長見守りシステム）

収集情報	管轄部署	データ取り込み時期
生活保護	生活援護室	随時
児童扶養手当	子育て支援課	年2回（4月、10月）
就学援助	学校生活支援課	年2回（4月、10月）
虐待相談	男女協働・家庭支援室	随時
保健指導相談	子どもすこやか室	随時
住民記録システム	戸籍住民異動室	随時
学齢簿システム	学校生活支援課	年2回（4月、10月）
ステップアップ調査 （学力体力生活状況調査情報）	学校教育室	年2回（4月、10月）
幼稚園保育所システム	幼児教育保育室	年2回（4月、10月）
学童保育	学校生活支援課	年2回（4月、10月）
学力保障・学習支援	人権施策課	年2回（4月、10月）
教育相談	教育センター	随時
養育支援訪問	男女協働・家庭支援室	年2回（4月、10月）
訪問型家庭教育支援	人権施策課	年2回（4月、10月）
青少年指導センター相談	学校教育室	年2回（4月、10月）
フレンズ（適応指導教室）	教育センター	年2回（4月、10月）
日本語指導	人権施策課	年2回（4月、10月）
医療費助成（子ども）	介護・医療・年金室	年2回（4月、10月）
医療費助成（ひとり親）	介護・医療・年金室	年2回（4月、10月）
医療費助成（障害者）	介護・医療・年金室	年2回（4月、10月）
要連携生活相談システム情報	市民サービス政策室	随時
市の奨学金	学校生活支援課	年2回（4月、10月）

出所：箕面市資料

① 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

データ管轄部署から個人情報を提供してもらう必要があるため、各部署への事業説明を丁寧に行いました。また、データ管轄部署にデータを準備してもらうため、できるだけ負担感のないデータフォーマットにするなどの工夫を行いました。

0歳から18歳までを事業の対象としていますが、市教育委員会の管轄である小中学校以外の子どものデータ（幼稚園・保育所、高校）の収集が課題となっています。

また、データを経年で同一人物と関連付ける必要がありますが、4情報（氏名、住所、性別、生年月日）等に基づいてデータのマッチングをしているため、住所や名字が変わった場合等における確認が難しい場合があります。

なお、箕面市個人情報保護条例は、本事業を開始する前年の2015年に別の事由（子

どもに限らない貧困対策) から改正されており、本事業を実施するに当たっての条例に関する課題は発生しませんでした。条例の改正内容は以下のとおりです。

「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合」においては、例外的に収集目的外利用と当該実施機関以外の者への提供ができることを新たに規定しました。(生活困窮者やひとり親世帯等で支援が必要と考えられる対象者についてのみ、本人同意なく目的外利用や外部提供が可能です。)

子ども成長見守りシステムにおける個人情報の取り扱い

子ども成長見守りシステムにおける対象者は、箕面市個人情報保護条例第10条第1項第2号に該当する。

箕面市個人情報保護条例

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集目的外利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意がある場合
- 二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合

以下 略

「附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者」とは、心身の保護又は生活の支援の必要がある状況に置かれている者をいい、箕面市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて施行規則に次のとおり定めている。そのうち子ども成長見守りシステムにおける対象者は以下のとおりである。

箕面市個人情報保護条例の施行に関する規則

第3条の2 「条例第10条第1項第2号の附属機関の意見を聴いて定める者」は、次の各号に掲げる者とする。

以下 要約

- 第1号 生活困窮者
- 第5号 ひとり親世帯の親及び児童
- 第7号 引きこもりと思われる者
- 第8号 児童虐待を受けたと思われる児童
- 第9号 児童虐待に相当する行為を親族から受けていると思われる者
- 第10号 不登校の児童又は生徒、高等学校退学後も高等学校に入学していない又は入学できるにも関わらず高等学校に入学していないと思われる者
- 第11号 いじめを受けていると思われる児童又は生徒
- 第14号 保護者の養育を支援することが必要と思われる児童及びその保護者
- 第15号 出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と思われる妊婦
- 第16号 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると思われる児童

図 4-21 個人情報保護条例の改正内容の概要

出所：箕面市資料

本事業では、全児童・生徒のデータを取り込むこととなりますが、「見守りが必要な子ども」のデータのみ集積し、それ以外の子どものデータは統計的に処理して保有し、個人情報には保有し

ません。

また、上記「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて」に従い、システム構築に関する審議（箕面市個人情報保護制度運営審議会）を実施しました。

② その他

ア. 事業の実現に要したおよその期間

約 1 年間

「箕面市教育大綱 2016」（平成 28 年 3 月 31 日）で施策を位置づけ、箕面市個人情報保護制度運営審議会（平成 28 年 10 月 17 日）でシステムを構築することについて諮問しました。

システム構築：2016 年 10 月から 2017 年 3 月

イ. 事業の効果

学校の先生が気づいていなかった児童・生徒の変化をピックアップすることができました（リストアップした子どもの 3 割程度）。

将来的には、各種支援施策の評価にも活用したいと考えています。

ウ. 情報セキュリティに係る対応

データの受渡しは、可能な限り市内 LAN の共有フォルダで実施しました。

データの取り込み作業はセキュリティルームに限定しました（静脈認証、監視カメラ、台帳への作業記録により作業を管理）。

収集したデータは、担当部署である「子ども成長見守り室」の担当者のみが閲覧、利用可能としました。

エ. 検討・実施体制

教育を通じて貧困の連鎖を断ち切るという考え方に基づき、教育委員会内に「子ども成長見守り室」を設立し、同室で事業を実施しました。データの分析等も原則は担当部署で実施しています。

オ. 補助金等の利用状況

文部科学省から「地域政策等に関する調査研究～子供の貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究～」事業を受託しました（受託費は 480 万円）。

市の予算は、システム調達が 1435 万円、運用 112 万円／年です。

カ. 横展開の状況

特にありません。

キ. その他

2012 年度より、全小中学校の全学年（小 1～中 3）の全生徒に学力調査・体力調査・生活状況調査を実施していたため、「見守り判定」が可能でした。

③ 参考資料

● 箕面市提供資料

● 箕面市 Web サイト

・子ども未来創造局子ども成長見守り室

<https://www.city.minoh.lg.jp/mimamori/>

・箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託に係る総合評価入札の実施について

<https://www.city.minoh.lg.jp/mimamori/sougouhyoukanyuusatusisutemu.html>

・箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託に係る総合評価入札の結果について

<https://www.city.minoh.lg.jp/mimamori/201611nyuusatukekka.html>

・子供の貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究報告書（2017/3、箕面市）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/04/14/1384317_5.pdf

・平成 28 年度第 4 回箕面市個人情報保護制度運用審議会（平成 28 年度 10 月 14 日）議事録

<https://www.city.minoh.lg.jp/soumu/soumujiicyo/h24/documents/h28-4.pdf>

事例 4 地域包括ケア情報プラットフォーム（福岡市）【ヒアリング】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要

福岡市では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、短・中期的な行動計画をとりまとめた「福岡市地域包括ケアアクションプラン」を掲げるとともに、全市的な情報通信基盤となる「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築しました。

「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」は下図の 4 つのシステムから構成されます。



図 4-22 システムの概要

出所：福岡市資料

- データ集約システム（careBASE）**：福岡市及び外部機関の持つ約 230 種類 23 億件のデータを集約し、医療・介護・健診データを住民情報（高齢者以外も含む全市民のデータ）に紐付けて管理しています。生まれてから亡くなるまでの医療費や受けた介護サービス等の情報（ライフログ）を蓄積することができます。
- データ分析システム（careVISION）**：匿名化されたデータを使用し、将来推

計・経年比較・相関分析・可視化等のデータ分析が可能となっており、科学的エビデンスに基づく施策の企画・立案、及び成果の確認・見直しに活用することができます。

○**在宅連携支援システム（careNOTE）**：ご本人の同意のもと、行政の持つ介護情報や健診結果に加え、生活状況等の情報を関係者間で共有できる環境を提供することで、様々なサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みを実現します。

○**情報提供システム（careINFO）**：Webを通して、生活支援や身体介護、配食等の保険外サービスを中心に、地域で生活する上で必要となるサービスを簡単に照会できる環境（事業者はオンラインで情報登録が可能）を実現します。

このプラットフォームを活用し、福岡市の特性に合わせた「地域包括ケアシステム」の早期構築をめざしています。

① 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

地域包括ケア情報プラットフォームに蓄積されているデータは、2017年末現在で約230種、23億件です（住民情報（4情報等）、国保・後期医療加入者のレセプトデータや健診結果、医師による意見書、介護保険に関わる認定情報やレセプトデータ等）。データは日々更新・追加されていくため、今後も増加する予定です。

外部から収集するレセプトデータ等は、専用のネットワークを介してオンラインで提供されるなど、セキュリティにも配慮された作りになっています。

特に、医療機関や介護事業者などの外部機関が利用者となる「在宅連携支援システム（careNOTE）」においては、事業種別や職種などに応じて参照できるデータの範囲が厳密にコントロールされており、これまでの紙で扱う場合の共有・提供の範囲と同じ設定になっています。なお、介護認定者約6万人を効率的に管理するため、管理権限の一部を分散化しており、対象者の情報を参照できる事業者についてはケアマネージャが現場の状況に合わせて共有の範囲を決定できる仕組みなどを採用しています。

② 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

事業の立ち上げに当たっては、データ保有部署に対して、地域包括ケア情報プラットフォームのコンセプトやメリット、セキュリティ等について丁寧に説明したことにより、市役所内関係部署の理解は比較的問題なく得ることができました。

「在宅連携支援システム（careNOTE）」については、第三者へ個人情報を提供することになるため、福岡市個人情報保護審議会に諮問を行い、当プラットフォームの公益性が認められ、本人同意を得ることを条件に承認を得ることができました。本人同意は、ほとんどの場合においてケアマネージャが介護認定の申請時などに取得します。

なお、ICTへの投資（ケアマネージャ用の端末等）が困難であることや、個人情報に対する

漠然とした不安等の理由により、事業所の参加状況が当初の想定よりも低い（居宅介護支援事業所については 15%程度が参加）ことが課題となっています。

③その他

ア. 事業の実現に要したおよその期間

2015 年度に基本コンセプトの検討とコアシステムの構築を開始

2016 年度から試験運用（一部システムは実運用）を開始し、必要に応じて機能追加をしています。

イ. 事業の効果

ケアマネージャの観点からは、毎朝システムにアクセスすることにより担当高齢者の介護認定の状況等の情報を収集することができ、わざわざ市役所まで資料を取得しに行く時間が短縮され、非常に喜ばれています。なお、システム毎の効果については以下のとおりです。

「データ集約システム（careBASE）」はデータを集約・蓄積するためのシステムであり、本システム単体では事業効果を測定することはできませんが、各システムで利用するデータはこのデータ集約システムから提供されており、プラットフォームにおけるコアの役割を担っています。

集約・蓄積したデータを活用する「データ分析システム（careVISION）」及び「在宅連携支援システム（careNOTE）」はまだ実証検証中であることから、事業効果の測定はまだ実施していません。「情報提供システム（careINFO）」も本格運用を開始しており、サービスの登録状況、利用者のアクセス状況を集計しています。

ウ. 情報セキュリティに係る対応

情報セキュリティとして、以下の対応を行っています。

データ分析システムにおいては個人情報の匿名化に加え、個人を特定する絞り込みを防止する機能（絞り込み結果が 10 名以下になる絞り込みを防止）も備えています。

「在宅連携支援システム（careNOTE）」によるケアマネージャの端末とのデータの授受に当たっては、インターネットバンキングと同程度以上のセキュリティで対応しています。また、アプリをインストールした端末が市外へ移動すると、アプリの機能を停止します。

また、4 つのシステムはすべて一つの筐体の中で稼働しており、システム間のデータの授受では外部のネットワークを経由しません。

エ. 検討・実施体制

政策推進課（検討開始当時は高齢社会政策課）の ICT 活用推進担当が中心となって検討、整備・運用を実施しました。

オ. 補助金等の利用状況

システムの開発費（約 9,000 万円）のうち、3/4 を福岡県の地域医療介護総合確保基金、1/4 を福岡市が支出しました。

運用費用（約 3,600 万円/年）は市が支出しています。その他に、機能拡張のための予算（約 2,000 万円/年、一部に福岡県の地域医療介護総合確保基金を利用）を確保しています。

カ. 横展開の状況

特にありません。

キ. その他

在宅連携支援システム（careNOTE）の利用に当たっては、原則としては各事業所が利用端末を準備する必要がありますが、一部の事業所には市がタブレット端末を貸与しました。

現状は、原則として介護認定を受けた高齢者が対象となっていますが、今後は介護認定を受けていない高齢者も対象としてサービスを提供したいと考えています。

データベースには全市民の住民情報が蓄積されているため、保健福祉分野だけでなく、教育、防災、観光等の他分野への活用も検討予定です（2019 年度以降）。

④参考資料

●福岡市提供資料

●福岡市 Web サイト

・care4FUKUOKA プロジェクト ICT を活用した地域包括ケア

<http://100.city.fukuoka.lg.jp/actions/30>

・福岡市個人情報保護審議会資料

「個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）」（保社第 191 号 平成 28 年 3 月 9 日）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2846/1/55siryou1.pdf>

「個人情報の公益上の取扱いについて（答申）」（平 28 福個答申第 5 号 平成 28 年 9 月 30 日）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2896/1/kozintousin110.pdf>

●株式会社日立製作所 Web サイト

・導入事例：福岡市（ビッグデータ分析で医療・介護などの行政施策の立案を支援する地域包括ケア情報プラットフォームを構築）

<http://www.hitachi.co.jp/Div/jkk/jichitai/casestudy/fukuoka/casestudy5.html>

事例5 母子健康情報サービス（会津若松+）（会津若松市）【ヒアリング】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要

「母子健康情報サービス」は、市民等の情報ポータルである「会津若松+」と連携した、子育てに係る情報を提供するポータルサイトです。主な提供サービスとして、子どもの成長を写真や日記で記録できる機能、予防接種の受忘れ防止に役立つスケジュール機能、子どもの年齢に合わせたお知らせや子育てに役立つ情報を提供する機能があります。

また、端末は、パソコン、スマートフォン・タブレットから閲覧できます。

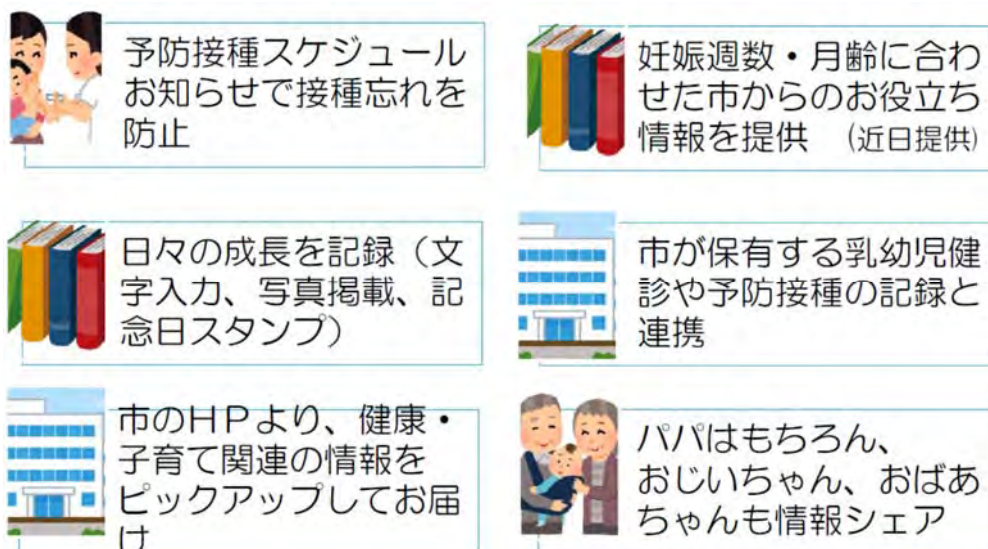


図 4-23 サービスの概要

出所：会津若松市資料

母子健康情報サービスの利用者 ID は、地域情報ポータル「会津若松+」*で管理しているため、利用者は「会津若松+」への登録が必要となります。

また、パソコンでサービスを利用したい場合は、本人認証のため、「マイナンバーカード」と「ICカードリーダー」が必要となります。

スマートフォン・タブレットの場合は、本サービスの専用アプリをインストールし、健康増進課窓口で本認証し、その場で認証された端末だけで利用が可能です。

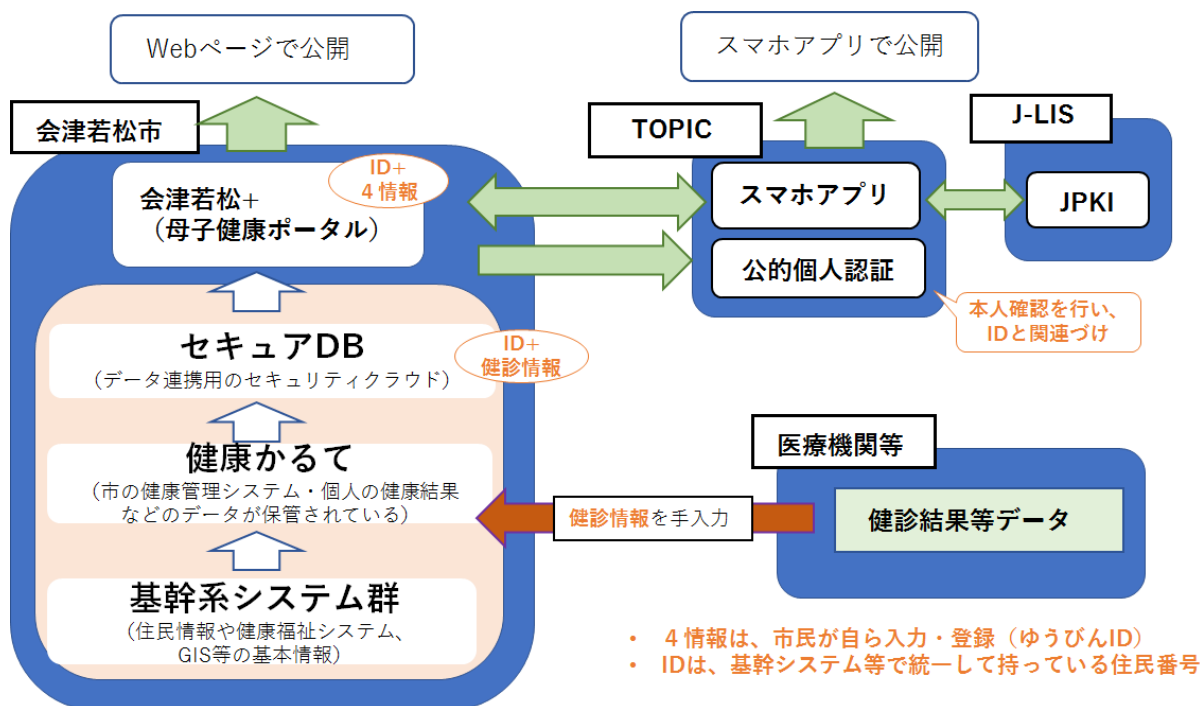


図 4-24 システム連携の概要

出所：会津若松市資料をもとに作成

*会津若松+（プラス）

利用者が ID 登録して属性を入力すると、パーソナライズされた生活に役立つ情報がスマートフォンなどでタイムリーに入手できます。行政側はヒット率の高い情報やサイト内のつづきなどから、市民の要望を分析して政策に反映します。アクセスのヒット率に合わせて表示画面の優先順位を並べ替える機能や、参加交流型のソーシャルメディア機能なども備えています。

提供する統合ポータルサイト「会津若松+（プラス）」は、地方創生予算の上乗せ交付金を活用して開発しました。2016年3月末まで同予算内で運用し、4月からは「会津地域スマートシティ推進協議会」が運営主体となりました。

3) 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

現在の本システムで扱う情報項目は下表のとおりです。共有・提供の範囲は、基本は本サービスの利用者（両親等）ですが、利用者が許可した者であれば、誰でも閲覧が可能です。

表 4-17 主な情報と共有・提供の範囲

No.	情報項目	説明	共有・提供範囲
1	予防接種情報	予防接種日、ワクチンロット番号、種類、回数、医療機関名等	利用者及びその関係者
2	健康診断情報	身長、体重、頭の大きさ、尿検査結果等	利用者及びその関係者

出所：会津若松市資料をもとに作成

4) 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

機微情報（健診情報等）を利用者に提供するため、マイナンバーと公的個人認証（JPKI）、または担当部署（健康増進課）窓口等における本人確認を実施することとしました。

個人情報の担当部署（総務部総務課）の指摘により、個人情報を扱う情報システムのオンライン結合の観点から個人情報保護審査会に諮問し、特に問題なしとの回答を得ました。

会津若松市では、企画調整課が中心となって ICT 全般について定期的（月 1 回程度）に部局横断の会議（参加者は各回で異なる）を開催しており、その中で個人情報の扱いを含むさまざまな課題について報告・相談することで課題解決を図っています。また、各部署に情報政策課出身者がいる場合が多く、技術的検討や個人情報保護条例に係る検討は課内である程度実施することができています。

5) その他

ア. 事業の実現に要したおよその期間

2016 年 5 月頃より検討を開始し、2017 年 2 月より運用を開始しました。

2016 年 11 月にシステムを調達し、構築を開始しました。基本的には、既存 DB の連携とパッケージソフトの活用だったため、実質的に 3 か月程度でシステムは完成しました。

イ. 事業の効果

現在は、登録者数の拡大を図っている段階であり、効果の評価はまだ実施していません。

ウ. 情報セキュリティに係る対応

データ（個人情報等）を複数の DB に分散して管理することにより、個人を特定されないようにしました。

マイナンバーと公的個人認証（JPKI）、または担当部署窓口等における本人確認を実施することにより、サービスへのアクセスを制限しました。

スマートフォン・タブレットについては、担当部署窓口で提示される QR コードを読み取らないと使用できないようにしました（使用できる端末を制限）。

データや通信の暗号化、ファイアウォール等の技術的なセキュリティを実施しました。

エ. 検討・実施体制

健康増進課が中心となって検討し、システムの構築を行いました。検討に当たっては、以下のような部署から支援を受けました。

企画調整課：ほかのサービスやシステムとの調整など

情報政策課：既存システムからデータを出力できるか等の技術的検討

総務課：個人情報保護条例等の制度的な検討

オ. 補助金等の利用状況

システム構築費用（2,500 万円）はすべて総務省の「ICT まち・ひと・しごと創生推進事業」を活用しました（既存のシステムやパッケージソフトを活用して安価に構築しました）。

カ. 横展開の状況

調達仕様書において、群馬県前橋市及び（一社）TOPIC が提供している母子健康情報サービス（マイナンバーカードは使用していない）の横展開でサービスを構築することを記載しています。

6) 参考資料

●会津若松市提供資料

●会津若松市 Web サイト

・母子健康情報サービス

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2017011100023/>

●日刊工業新聞社「ニュースイッチ」

・全国初、行政サイトがパーソナライズ！会津若松市のビッグデータ使ったポータルサイト

<https://newsitch.jp/p/2957>

事例6 統合型 GIS と住民基本台帳システムの連携（会津若松市）【ヒアリング】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化／政策立案・評価

2) 事業の概要

災害発生時の「要援護者の支援体制構築」を契機として、平時から便利に利用できる、住民基本台帳と連携した統合 GIS を導入しました。統合型 GIS を庁内で共有したことにより、各部署で住民の居住地を GIS 上に可視化し、バス路線の検討、空き家の特定、災害時の被害想定分析等に活用されています。

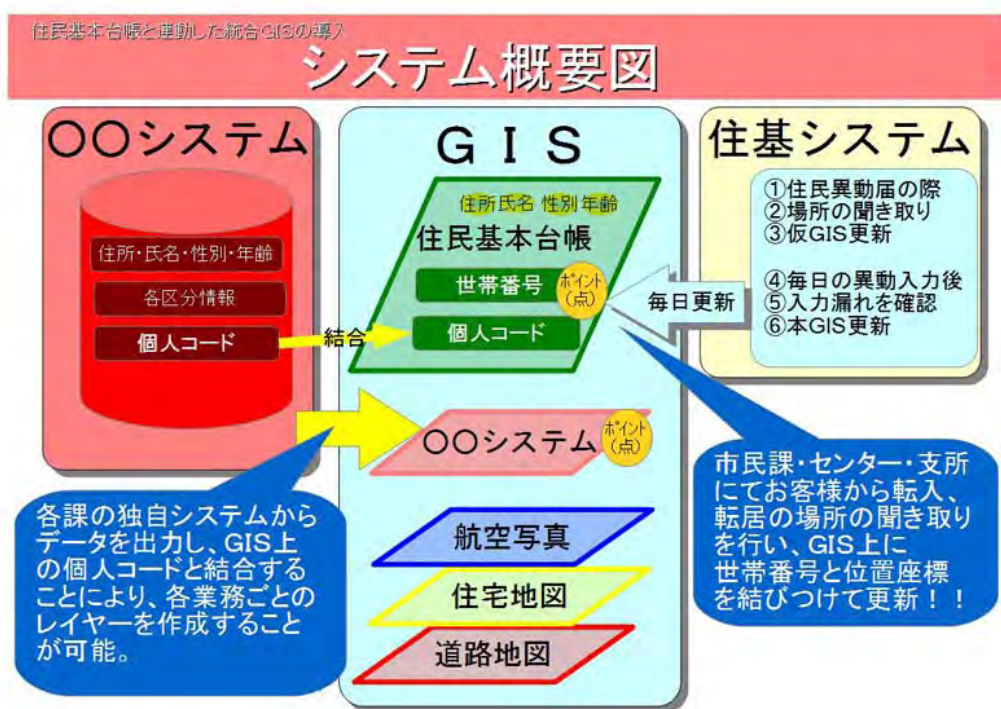


図 4-25 システムの概要

出所：ESRI ジャパン web サイトより

<https://www.esri.com/industries/case-studies/69564/>

住基システム（住民基本台帳システム）との連携は、市民課窓口において市民から受領した異動届の内容に基づいて、毎日窓口業務の終了後に職員が統合型 GIS にバッチ処理にて反映させています。

統合型 GIS には、WEB 版と汎用版があり、WEB 版はユーザー（市役所職員）を ID/PW

で管理、汎用版はアプリケーションを起動することで参照できます。

ほかのシステムとの連携に当たっての住民情報のマッチングには、住民コード（いわゆる宛名番号）を利用しています。

3) 情報システム等で扱う主な情報と共有・提供の範囲

住基システムから統合型 GIS には 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）等が登録され、個人情報扱うことのできる部署及び担当者には 4 情報等を含む個人情報を、個人情報扱うことのできない部署及び担当者には住所情報や生年月日等の必要最低限の情報のみを共有・提供しています。

4) 個人情報の活用において発生した課題と解決方策

「市役所に届出した住民の個人情報は、市役所の職員は原則知っている」という市民目線の基本的な考え方から、前述のように共有範囲を区別して住民の個人情報を共有・提供することは問題ないとしています。

5) その他

ア. 事業の実現に要したおよその期間

検討開始からシステム稼働まで約 1 年半。

2011 年 8 月より、市民課が中心となって GIS の活用を関係各部署等へ提案しましたが、翌年度（2012 年度）の予算は確保できませんでした。

2012 年度より、市民課と防災安全課が主体となって総務省の補助制度を活用し、2013 年 3 月より統合 GIS が稼働しました。

イ. 事業の効果

自然災害発生時の被害想定検討、路線バスの再編に係る検討など、データに基づいた政策の立案や、視覚的にわかりやすい説明資料を作成しやすくなりました。

住民からの電話の問い合わせ（クレーム等）が、「どこで」どのような内容が多いか等の分析を行うことにより、現地の対策（除雪の場所等）が迅速になり、電話問い合わせの減少、電話対応の円滑化等の効果がありました。

ウ. 情報セキュリティに係る対応

ユーザー（職員）の所属等により、統合 GIS の参照可能なレイヤーを分けています。常に個人情報を参照可能な部署にはいつでも個人情報を参照可能な設定にし、個人情報の取扱いのできない部署には、通常の個人情報の取扱いの手順で文書に記録を残しています。

エ. 検討・実施体制

発案者が市民課職員であったこと、住民情報の登録は市民課で実施することから、市民課が中心となって検討し、構築、運用を行っています。

会津若松市では、企画調整課が中心となって ICT 全般について定期的（月 1 回程度）に部局横断の会議（参加者は各回で異なる）を開催しており、その中で個人情報の扱いを含むさまざまな課題について報告・相談することで課題解決を図っています。

統合型 GIS については、GIS 操作方法の習得や GIS の庁内普及等を活動目標とした「統合 GIS 活用検討チーム」を結成し、より濃密な検討が行われています。

オ. 補助金等の利用状況

統合型 GIS の構築には、総務省「ICT 地域のきずな再生・強化事業」を活用しました（ハードウェア、ソフトウェア、初期セットアップ費用を含めて 2,000 万円程度）。

カ. 横展開の状況

住基情報を毎日反映させる統合型 GIS の事例は数例出てきています。

6) 参考資料

●会津若松市提供資料

●会津若松市 Web サイト

・会津若松市における住基空間情報を活用した行政課題解決への挑戦！！

<http://www.g-motty.net/menu/media/gs2017/g17a3b.pdf>

●ESRI ジャパン Web サイト

・事例：住民基本台帳データの更新を毎日 GIS に反映。庁内の様々な業務に活用

<https://www.esrij.com/industries/case-studies/69564/>

事例 7 電子お薬手帳サービス「harmo」(ハルモ) (川崎市)【文献調査】

1) 事業のタイプ (住民サービスの高度化/政策立案・評価)

住民サービスの高度化

2) 事業の概要・特徴

薬局等で調剤された薬の履歴等に関するデータを、IC カードを用いてクラウド上で電子的に管理する電子お薬手帳です。

カードを薬局の端末にかざすだけで、調剤履歴の閲覧と調剤情報の記録を行うことができます。さらに、利用者がスマートフォンから入力した副作用、アレルギー等の情報も一元的に把握することができます。

家族がクラウドで情報を共有できるため、離れて暮らす高齢者の服薬状況等を把握することもできます。

2013年11月から試験サービス、2016年7月より商用サービスを開始しました。



図 4-26 画面イメージ

出所 : harmo Web サイト

(harmo アプリの活用例 (ファミリー向け))

<http://www.harmo.biz/customer/app/case/>

3) 事業の体制

神奈川県川崎市及び川崎市薬剤師会とソニーで試験サービスを開始しました（システムはソニーが構築。）。

商用サービスではソニーがシステムの運用及びサービス提供主体となっています。

4) 活用データの概要等

カードには、氏名等の個人情報を記録します。クラウドには、調剤（服薬）情報及び関連情報（処方箋を交付した医療機関名など）を記録します。

既往症、アレルギー等の情報は利用者が入力します。

「harmo サービス利用規約」において、お薬手帳データ等の利用目的等を規定するとともに、目的外利用について以下のように規定しています（第3条（2））。

「（本サービス以外の目的での利用）前項に加え、ユーザー及び指定ユーザーは、ソニーがサーバ保存情報から処方箋交付医療機関名、診療科名、ユーザー、指定ユーザー及び／又は薬局等からの連絡・注意事項及び薬局内患者識別番号を除いた情報を、公共の利益に資する目的でこれを必要とする第三者へ提供し、利用、収益又は処分する可能性があることを認識しており、ソニーがかかる行為を行うことに同意するものとする。なお、当該データ提供に際し、ソニーは、事前に医師会関連団体等、薬剤師会関連団体等、地方公共団体等とその目的及び提供先について協議を行うものとする。」

なお、服薬の履歴は、個人情報を含まない統計データとして、地方公共団体や研究機関などに提供されます。

5) 参考資料

- harmo Web サイト

- ・harmo トップページ

<http://www.harmo.biz/>

- 川崎市薬剤師会

- ・電子おくすり手帳の導入について

http://www.kawayaku.or.jp/10_harmo.html

- ケアタイムズ新聞

- ・ソニーと川崎市、お薬手帳の電子化に向けて試験サービス実施へ

<http://caretimes.jp/blog/2015/03/30/harmo/>

- Lifenet JOURNAL online

- ・IC カードとスマホで生活者目線から医療革命！？ 電子お薬手帳 harmo（ハルモ）とは

<http://media.lifenet-seimei.co.jp/2017/03/10/9327/>

事例 8 NDB（ナショナルデータベース）の分析（横浜市）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

政策立案・評価

2) 事業の概要・特徴

横浜市は、2016年9月、国が保有する全国のレセプトデータ等を一元化したデータベース（ナショナルデータベース：NDB）のデータ提供について、全国の基礎自治体で初めて国から承認を得ました。横浜市内医療機関における化学療法治療、手術で治療を行うがん患者の実態把握が目的です。

NDBのデータ件数は、レセプトデータが約129億件、特定健診・特定保健指導データが約2億件となっており（2017年3月末時点）、2016年度の第三者提供件数（承諾件数）は42件でした。

【政策活用想定例】

化学療法の状況：外来通院頻度、抗がん剤の種類と投与状況

⇒就労世代の通院頻度や、抗がん剤での治療状況を明らかにし、企業への啓発や、病院での就労相談など仕事と治療の両立支援を進めます。

緩和ケアの状況：がんによる痛みの緩和を目的とした鎮痛剤の投与状況

⇒がんによる痛みのコントロールを必要とする患者の状況を把握し、緩和ケア病棟の整備や、専門医との連携など地域での緩和ケア充実を図ります。



図 4-27 横浜市における NDB の活用イメージ

出所：横浜市記者発表資料（平成 28 年 9 月 7 日 医療局情報企画担当横浜市立大学）

3) 事業の体制

横浜市がデータを入手し、横浜市立大学の山中教授と連携協定を締結して統計的分析を実施しました。

4) 活用データの概要等

レセプトデータ（横浜市内のがん治療に関するレセプトデータ：平成 26-27 年度の 24 か月分）を提供してもらっています。

厚生労働省へ申請を行い、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」（厚生労働省

所管) による審査を経てデータ入手しました。

5) 参考資料

●横浜市 web サイト

- ・横浜市記者発表資料 (平成 28 年 9 月 7 日 医療局情報企画担当横浜市立大学 : 横浜市の医療政策に医療ビッグデータを活用。全国の基礎自治体で初めて、N D B データの分析に着手)

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201609/images/phpIlvnO9.pdf>

●厚生労働省 web サイト

- ・平成 29 年 5 月 17 日第 37 回レセプト情報等の提供に関する有識者会議 (資料 2)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000165139.pdf>

事例 9 マイME-BYOカルテ（神奈川県）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要・特徴

「マイME-BYO（みびょう）カルテ」は、お薬情報や健康情報等をパソコンやスマートフォンを通じて管理・閲覧できるアプリです。本人だけでなく、子ども等の家族の情報も管理することができます。

個人のお薬情報や健診結果、歩数や体重などの日々の生活上の健康情報などを一覧で管理し、アプリによる健康管理を促進します。災害時に必要となる大事な情報を一覧で表示する「パーソナルカード」の機能もあります。「パーソナルカード」には妊産婦用及び乳幼児用もあります。民間企業が運営するお薬手帳アプリや健康管理アプリとのデータ連携も可能です。

2016年3月よりブラウザ版、2017年4月よりスマホアプリ版のサービスを開始しました。2018年3月時点で、利用者は5万人を超えています。

The image shows two screenshots of the 'My ME-BYO' app interface. The left screenshot displays the 'Personal Card' (パーソナルカード) for a user named Kanagawa Takuro (神奈川 タクロー). It includes fields for name, birth date (1976/07/26), gender (male), and blood type (A+). Below this, there is a section for family members (緊急時に必要な情報) listing names, ages, and contact information for several family members. The right screenshot shows the 'My Health Information' (わたしの健康情報) section, which includes a list of medications (お薬の記録) with details like date, name, dosage, and provider, and a section for medical history (これまでの主な病歴) listing conditions like hypertension and diabetes.

図 4-28 「パーソナルカード」のイメージ

出所：「マイME-BYOカルテ」でかんたん・あんしん・べんりに未病に見える化！

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>



図 4-29 スマホアプリ画面イメージ

出所：神奈川県 Web サイト

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

3) 事業の体制

神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室が運営し、サービスを提供しています。

4) 活用データの概要等

「マイME-BYOカルテ」には、お薬情報のほか、薬による副作用の記録、アレルギーの有無、これまでかかった病気、予防接種歴なども記録可能です。

データ（個人情報）は、本人が記録する他、連携する他のアプリからデータを取得します（本人同意を取得）。

個人情報の扱いは、「神奈川県個人情報保護条例」

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f162/documents/jyourei.pdf>)

f) 及び「神奈川県マイME-BYOカルテ個人情報保護方針」

(http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/documents/kojin_njyouhouhogo.pdf) に則り行っています。

5) 参考資料

●神奈川県 web サイト

・「マイME-BYOカルテ」でかんたん・あんしん・べんりに未病を見える化！

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/cnt/f532715/p991437.html>

事例 10 健診データを使った健康増進アプリ（北海道情報大学、江別市）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要・特徴

北海道情報大学（江別市）は、市民の健康診断データを一括管理し、健康増進などに役立てるシステムを実用化するアプリを開発しました。蓄積データをもとに人工知能（AI）が生活改善策や適切な食事を自動提案するアプリ「LiR」を提供します。

江別市における 2015 年度の 1 人あたり医療費は年 38 万円と、全国平均に比べ 10% 高いため、地方公共団体のほか個店薬局の団体、日本薬局協励会とも連携して広くデータを収集し、LiR を通じて早い段階で適切な生活改善を促し、道民の健康寿命を延ばすことを目指しています。

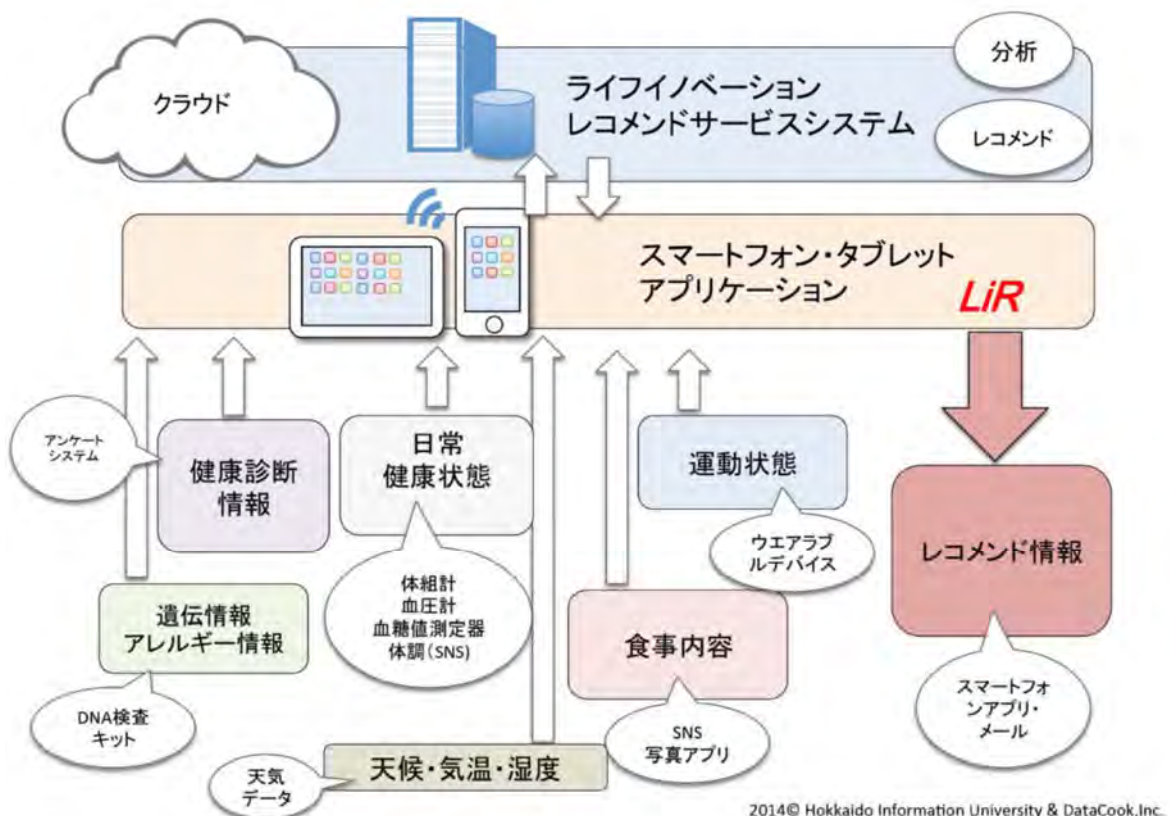


図 4-30 システムイメージ

出所：北海道情報大学資料

3) 事業の体制

北海道情報大学が中心となり、江別市、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、日本薬局協励会北海道合同支部と連携して進めています。

4) 活用データの概要等

体組成計測や血液検査などのデータに性別も考慮し、AI が「どのような病気のリスクが高いか」「医療機関を受診すべき時期」「採るべき食事メニュー」などを助言します。

健康データは、江別市内の公民館などに設置された「健康チェック相談所」で集めます。相談所には血圧・脈拍計や体組成計が常備されています。江別モデル（ボランティア）の登録者は2017年6月時点で約7,500人です。

2017年6月に日本薬局協励会北海道合同支部と連携し、札幌市の薬局6店舗と北広島市の1店舗に健康チェック相談所を設置しました。

LiRには服薬記録も打ち込めるようにしています。

5) 参考資料

●北海道情報大学資料

・食と健康のライフイノベーションを実現するためのレコメンドシステム研究開発

http://www.soumu.go.jp/main_content/000525410.pdf

●日本経済新聞 電子版

・「道情報大、健診データ活用し健康増進アプリ」（2017/7/11 7:01）

https://www.nikkei.com/article/DGXLASFB10H2I_Q7A710C1L41000/

●株式会社エスシーシー

・「食のレコメンドサービス『LiR』（リル）」

<http://www.scc-kk.co.jp/solution/medical/lir/>

事例 11 子育て総合案内サイト「かけっこ」（掛川市）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要・特徴

子育てに係る総合的な情報（子育てに関するイベント、健診のスケジュールや今後必要な予防接種の情報、子育てに関する施設（保育園、幼稚園、放課後児童クラブなど）、子育てアドバイス、子育て施策、掛川市の観光スポット）を提供するポータルサイトです（2015年度に発足）。

パーソナライズ設定として、利用者が子どもの生年月日を登録（任意）することにより、対象の子どもに適した具体的な情報を提供します。

例) 予防接種スケジュール

月齢に対応した育ち（発達）具合の目安（食事、排泄、遊び、睡眠など）

PCだけでなく、スマホにも対応しています。医療機関も検索できます。



図 4-31 かけっこの画面イメージ

出所：子育て総合案内サイト「かけっこ」

<http://kakegawa-kakekko.appspot.com/>

3) 事業の体制

こども政策課が 2015 年度に作成した、子育て総合案内サイトです。「平成 30 年度掛川市行政経営方針について」では、同課が「掛川市子育て総合案内サイト「かけっこ」について、市民ニーズに基づき、機能や情報を充実させ、閲覧者数の増加を図る」としています。

4) 活用データの概要等

利用者の任意により、子どもの生年月日や郵便番号を登録することができます。

その他、行政が保有する各種公開データ（観光ホット NEWS のフェイスブックのページ、医療機関（今の時間で受診できる医療機関）、施設（学校、公園、子育てセンター）等を活用できます。

5) 参考資料

●掛川市 Web サイト

・子育てコンシェルジュ事業

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kosodate/kosodate/kosodate.html>

・掛川市子育て総合案内サイトかけっこ

<http://kakegawa-kakekko.appspot.com/>

・平成 30 年度掛川市行政経営方針について（企画制作部企画政策課）

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/data/open/cnt/3/15605/1/keieihoushin2018.pdf>

事例 12 統合型 GIS による災害情報の可視化（浦安市）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化／政策立案・評価

2) 事業の概要・特徴

浦安市では、地理情報の整備と蓄積を積極的に行い、統合型 GIS を構築し、地理情報の共有化による重複整備費用の抑制や、効率的な地理情報の活用を進めています。

また、公開用 GIS を整備し、市民に防災マップや水害マップなど様々な地図を公開するとともに、犯罪情報提供システムと連携して情報を提供しています。さらに、公開用 GIS と電子申請システムを連携し、オンライン申請に関する事務の効率化と市民の利便性向上に努めています（「地方公共団体向け地理空間情報に関する Web ガイドブック」より抜粋）。

震災時には、災害対策本部における被災状況の把握、また仮設トイレや給水所設置などの生活復興支援作業の状況把握に活用し、これらの情報を市民向けに提供しました。

住民サービスの観点からは、防災や水害情報、犯罪発生情報などを地図で可視化することで、市が持っている様々なデータを市民へわかりやすく提供することができました。

また、行政の観点からは、任意の場所の地図をダウンロードすることで、地図の添付が必要な申請書や届出書のツールとして活用できるようになりました。

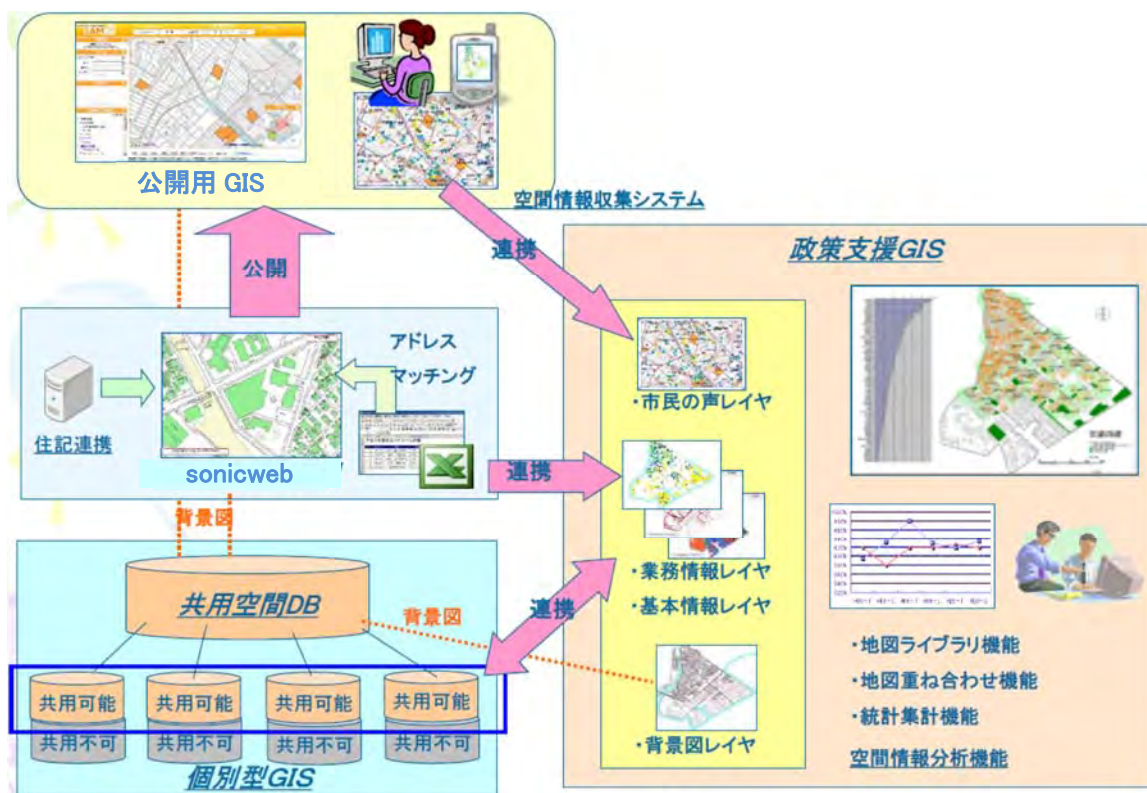
3) 事業の体制

情報政策課が所管となって、活用するほかの部局と調整して進めています。

4) 活用データの概要等

住民記録データ（基本 4 情報）等のさまざまなデータと連携して活用しています（住民記録データを利用する場合は庁内手続が必要です。）。

データ利用部署等が管理するさまざまなデータを活用できます。



※2018 度にシステム入れ替えを検討しており、システム構成が変更予定

図 4-32 GIS 活用イメージ

出所：総務省関東総合通信局 ICT 利活用事業実施事例（浦安市：統合型 GIS 高度利用事業）の資料を一部修正

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ai/jirei/jirei3.pdf>

5) 参考資料

●国土交通省 web サイト

- ・地方公共団体向け地理空間情報に関する Web ガイドブック（千葉県浦安市）

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/gis/webguide/giswg_casht/473/

- ・地方公共団体向け地理空間情報に関する Web ガイドブック（防災分野で GIS を活用したいが、どのような方法があるか知りたい）

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/gis/gis/webguide/giswg_solsht/1186/

●浦安市資料

- ・浦安市の統合型 GIS の取り組みについて～GIS の活用と人材育成～

<http://www.mlit.go.jp/common/001069716.pdf>

事例 13 ちばレポ（ちば市民協働レポート）（千葉市）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要・特徴

千葉市内で起きている様々な課題（たとえば道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているといった、地域での困った課題）を、ICT（情報通信技術）を使って市民がレポートすることで、市民と市役所、市民と市民の間で、それらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組みです。

利用者は、利用者登録が必要です。

「課題」を地図上に表示し、市民が地域の課題や解決状況等を共有します。

利用者は、利用者登録が必要です。2014年9月からサービスを開始し、レポーターは5,117人、レポートは8,859件です（2018年3月30日現在）。



図 4-33 「ちばレポ」のしくみ

出所：千葉市資料

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kataro_miraiJPN/dai5/siryou3.pdf

3) 事業の体制

ちば市民協働レポート（ちばレポ）運用事務局（広報広聴課）が運用しています（構築に当たっては、市民局、総務局、環境局、都市局、建設局が関与しました。）。

4) 活用データの概要等

利用者は利用登録時に、氏名、住所、電話番号、性別、誕生年、メールアドレス、職業を登録します（本人同意を取得）。個人情報は、千葉県個人情報保護条例、ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約、ちば市民協働レポートレポート公開に関するガイドライン等に基づいて扱います。

レポートは、利用者が位置情報、レポート件名、具体的な状況、分野、写真または動画を投稿します。レポート情報は、ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約、ちば市民協働レポートレポート公開に関するガイドライン等に基づいて扱います。

「ちば市民協働レポート参加登録者等の利用に関する規約」では、個人情報の取扱い、個人情報の利用目的、個人情報の利用・提供、著作権等について規定しています。

公開ガイドラインで規定する個人情報が含まれていた場合は、不適切な内容について加工修正した上で一部を公開、又は全部を非公開として対応します。

5) 参考資料

- 千葉市提供資料

- 千葉市 Web サイト

- ・ちばレポ（ちば市民協働レポート）

- <https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/chibarepo.html>

- ・ちばレポ Web サイト

- <https://chibarepo.secure.force.com/>

事例 14 福岡市 LINE 公式アカウント（福岡市）【文献調査】

1) 事業のタイプ（住民サービスの高度化／政策立案・評価）

住民サービスの高度化

2) 事業の概要・特徴

福岡市と LINE 株式会社は、市民サービスの向上や地域活性化を目的として、情報発信力強化に関する連携協定を 2016 年 10 月に締結しました。

この協定に基づき、2017 年 4 月「福岡市 LINE 公式アカウント」を開設。防災情報やごみの日、子育てなどの生活密着情報を、利用者のニーズに応じてタイムリーに LINE で配信するサービスを実現しました。

例えば、ごみの種類・住んでいるエリア・通知時間を設定するだけで、ごみの日のお知らせが LINE で配信されます。また、「市政だより」では、「催し」「しごと」「講座・教室」など中から、欲しいカテゴリーを選択すると、月 2 回の市政だより（紙面版）の発行に合わせて選択したカテゴリーの記事が配信されます。

2018 年 2 月 2 日時点で、友だち登録が約 31.5 万人（参考：市人口は約 157 万人）、2017 年に行った利用者アンケートでは、約 8 割が「満足」「どちらかといえば満足」と回答するなど、高い評価を得ています。

ごみの種類（燃える、燃えない、空きびん・ペットボトル）、エリア（地区・町名）、通知時間を登録



図 4-34 情報の選択・配信のイメージ

出所：福岡市資料

3) 事業の体制

市長室広報戦略室広報課が担当窓口となっています。体制は以下のとおりです。

福岡市： 市政情報の提供

LINE 株式会社： LINE 公式アカウントの提供

電通アイソバー株式会社： 情報配信システムの提供

4) 活用データの概要等

ユーザーは、LINE に福岡市の LINE 公式アカウントを登録して利用します。

市は、防災、ごみの日、子育て情報、市政だより等の市政情報を提供し、ユーザーの個人情報を持ちません

5) 参考資料

●福岡市 Web サイト

- ・報道発表資料（福岡市と LINE 株式会社との情報発信強化に関する連携協定締結について（平成 28 年 10 月 24 日福岡市 LINE 株式会社）」

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/55066/1/fukuokacitytolinejouhouhassinkyokarenkeikyouteiticketusikioyobikisyakaiken.pdf>

- ・ほしい情報だけ LINE で届く！「福岡市 LINE 公式アカウント」

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/social/line.html>